

第一 青年學校教育費國庫補助法案
(政府提出) 第一讀會

青年學校教育費國庫補助法案

第一條 市町村立青年學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル金額ヲ支出ス

第二條 前條ノ補助金ハ青年學校教員ノ俸給及手當ニ充テシムル爲之ヲ市町村

二交付ス

第三條 補助金ノ交付ニ關シ必要ナル規程ハ主務大臣之ヲ定ム

第四條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市ト看做シ町村組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村組合ニ準ズベキモノハ之ヲ町村ト看做ス

附 則

本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

實業教育費國庫補助法第四條但書中「及實業補習學校ニ對シ交付スル補助金」及同法第七條中「及前條」ヲ削リ同法第六條ノ二ヲ削ル

〔國務大臣男爵荒木貞夫君登壇〕

○國務大臣(男爵荒木貞夫君) 只今議題ト

ナリマシタ青年學校教育費國庫補助法案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、青年學校ハ男女勤勞青年ニ對シ普ク教育ノ機會ヲ與ヘ、以テ其ノ心身ヲ鍛錬シ、國防、產業等各般ニ瓦ツテ國力ノ增强ニ資セんコトヲ期スル重要ナル教育機關ニアリマシテ、政府ハ昭和十四年度ヨリ取敢ズ男子青年ニ對シ之ヲ義務教育ト爲サント致シテ居ルノデアリマス、仍テ政府ハ青年學校教育ノ發達ヲ助成スルト共ニ、一面地方財政ノ負擔ヲ緩和スル爲

茲ニ本法案ヲ提出シタ次第デアリマス、尙ホ實業教育費國庫補助法中實業補習學校ニ關係スル部分ハ本法案ノ成立ニ依リ其ノ必要ナキニ至リマスノデ、本法案ノ附則ヲ以テ之ヲ削除セントスル次第デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)
○副議長(金光庸夫君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——坂東幸太郎君
〔坂東幸太郎君登壇〕
○坂東幸太郎君 只今議題トナリマシタ青年學校教育費國庫補助法ニ關シマシテ、直接及び關聯事項ヲ以下數項ニ亘リマシテハ之ヲ市ト看做シ町村組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村組合ニ準ズベキモノハ之ヲ町村ト看做ス

クヤウナ感カアルノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ如何ナル御考ヲ持ソテ居リマスカテ之ヲ削除セントスル次第デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)
○副議長(金光庸夫君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——坂東幸太郎君
〔坂東幸太郎君登壇〕
○坂東幸太郎君 只今議題トナリマシタ青年學校教育費國庫補助法ニ關シマシテ、直接及び關聯事項ヲ以下數項ニ亘リマシテハ之ヲ市ト看做シ町村組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村組合ニ準ズベキモノハ之ヲ町村ト看做ス
本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
實業教育費國庫補助法第四條但書中「及實業補習學校ニ對シ交付スル補助金」及同法第七條中「及前條」ヲ削リ同法第六條ノ二ヲ削ル
〔國務大臣男爵荒木貞夫君登壇〕
○國務大臣(男爵荒木貞夫君) 只今議題ト

ナリマシタ青年學校教育費國庫補助法案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、青年學校ハ男女勤勞青年ニ對シ普ク教育ノ機會ヲ與ヘ、以テ其ノ心身ヲ鍛錬シ、國防、產業等各般ニ瓦ツテ國力ノ增强ニ資セんコトヲ期スル重要ナル教育機關ニアリマシテ、政府ハ昭和十四年度ヨリ取敢ズ男子青年ニ對シ之ヲ義務教育ト爲サント致シテ居ルノデアリマス、仍テ政府ハ青年學校教育ノ發達ヲ助成スルト共ニ、一面地方財政ノ負擔ヲ緩和スル爲

テ申上ゲマス

先づ第一ニ近時ノ學生ハ聊カ霸氣ヲ失ツ

テ、報恩感謝ノ念が薄ク、恭儉ト節制ヲ缺

クヤウナ感カアルノデアリマス、之ニ對シ

テ政府ハ如何ナル御考ヲ持ソテ居リマスカ

テ、政府ハ屢々之ヲ緩和スルト申シマスケレ

ドモ、併シ多數カラ選拔スルカラ、ドウシ

テモ勉強シナケレバ其ノ選ニ入ルコトガ出

來ナイ、隨テ本人ハ言フマデモナク、父兄

方面ヲ見マスルナラバ、其ノ中ノ約七八割

承知ノ通り現在新宿方面ノ「カフェー」

「バー」或ハ玉突場、若クハ麻雀屋、サウ云フ

マデハ皆學生ヲ以テ充満シテ居ルノデアリ

マス、私ハ是等ノ場所ニ學生ノ出入ヲ絶對

禁ゼントスル者デハゴザイマセヌ、併シナ

ガラ其ノ割合ガ七八割デアルト云フニ至リ

マシテハ、其ノ餘リニ大ナルコトニ全ク一

驚ヲ喚セザルヲ得ナイノデアリマス、諸君、

我國ノ富ノ程度ニ於キマシテハ、學生ニ樂

ニ學費ヲ送リ得ル所ノ家庭ハ半分モナイデ

アリマセウ、然ラバ半バ以上ノ家庭ハ、金

ヲ借リルトカ或ハ無盡ヲ落ストカ、種々ナ

ル苦心慘憺ヲ凝ラシテ送金スルニ拘ラズ、

其ノ學生ガ「カフェー」「バー」ニ浸リ、或ハ

麻雀屋ニ入ルト云フヤウナコトヲ爲ス者ガ、

斯ノ如ク多數アルニ至ツテハ、國家ノ前途

概數スルニ堪ヘヌモノガアルノデアリマス、

是ハ根本問題ナルガ故ニ、文部大臣ハ十分

ニ御考ノ上、茲ニ振肅ニ關スル所ノ的確ナ

ル御答辯アランコトヲ希望スル者デゴザイ

マス

而シテ現在最モ大キナ問題ハ、中等學校

其ノ他ノ試験地獄デアル、此ノ試験地獄ノ

根本ノ其ノ問題ヲ考ヘテ見マスト、結局官

公私立中等學校ガ少イト云フコトガ、先づ

其ノ第一步ヲ成シテ居ルノデアル、御承知

又試ミニ高等女學校ノ方ヲ見マスルナラバ、

即チ學校數ハ官公立ガ五千六百一、私立ガ

二千九十二、計七千六百九十三デアリマシ

テ、而シテ高等女學校ノ學級數ハ、官公立

ガ五千六百一、又私立ガ二千九十二、合セ

テ七千六百九十三、生徒ノ總數ガ二十六万

三千五百四十四、高等女學校ニ於キマシテ

モヤハリ增設増級ヲ要望サレテ居ルノデア

リマス、是ハ眞面目ニ文部省ニ於キマシテ
モ研究シテ戴カナケレバナラヌ、此ノ點ニ
關シマシテ文部大臣ノ御意見ヲ御伺致シマ
ス

而シテ又中等學校ノ學科ノ內容等ヲ見
マスルト、此處ニモ再検討ノ必要ガヨ
ザイマス、即チ學科ノ編成ノ再検討ハ、
國民ノ體位低下豫防ノツデハナカラウ
カ、私ハ理想的カモ知レマセヌガ、現在
ノ中等學校ニ於キマシテ、數學ヤ英語等ヲ
本位トスル所ノ學科ノ編成ハドンナモノデ
アラウカ、少クトモ中等學校ニ於キマシテ
ハ、體育ヲ十分獎勵スル、又勤勞ト云フコ
トモヤル、中等學校ノ教師自ラ生徒ヲ率ヰ
テ草取り位シナケレバナラヌ、其ノヤウニ
體育、勤勞、此ノ方面ヲ十分ニ進メテ參ラ
ナケレバ、到底中等學校ノ生徒ノ體位ノ
向上ト云フコトヘ困難デアル、隨テ學科編
成上ノ再検討、之ニ關シマシテ文部大臣ノ
御意見ヲ御伺シテ置キマス

トアルノデアリマスガ、斯ウ云フ金額ヲ以
テハ到底全生徒ヲ獎勵スルコトハ出來ナイ
ト思フノデアリマス、青年學校ハ一面カラ
見マスレバ實業教育ノ一ツノ形デアル、又
一面ニ於テハ義務教育ノ延長デアル、又一
面ニ於テハ軍隊ノ鍛錬教育デアル、此ノヤ
ウニ三段ノ重要ナル意味ヲ持ツテ居リマス
以上ハ、國民皆兵主義ニモ適ビ、又以上申
シマシタ三ツノ目的ヲ達成スル爲ニ、思切
ツテ青年學校補助金ノ増加ヲ決行シナケレ
バナラヌト思フノデゴザイマス

儲テ私ハ國民ノ體位問題ニ關シマシテ、
以下旭川聯隊區司令官宇野通雄大佐カラ提
供サレマシタ材料ヲ茲ニ申上ゲマシテ、十
分ニ之ヲ考ヘテ見タイト思フノデゴザイマ
ス、昭和十三年度同管内受檢總員六千七百
五十四名、右總員ニ對スル體格ノ等位ハ、甲
種ガ四割二厘、第一乙種ガ二割、第二乙種
ガ二割一厘、丙種ガ一割五分一厘、丁種ガ
四分二厘、戊種ガ四厘、其ノ内旭川市受檢
者ノ體格等位ハ左ノ通りアリマス、即チ
甲種ガ三割二分九厘、第一乙種ガ二割七分
七厘、第二乙種ガ一割八分九厘、丙種ガ一
割四分四厘、丁種ガ六分、戊種ガ一厘、而
シテ旭川市ノ受檢者ハ郡部ニ比較シテ體格
稍不良ノ爲ニ、豫メ甲種、第一、第二乙種
ノ標準ヲ稍低下セシ結果前記ノ「パ一セ
ンテージ」ヲ得タノデアリマス、受檢者總
員ニ對スル學歷別人員及ビ甲種合格者ノ割
合ハ、専門學校以上卒業者ハ受檢總員百二
人デ、其ノ甲種ハ僅ニ一割九分六厘、又中
等學校卒業者ハ受檢總員四百九十六人デ、
其ノ甲種ハ一割九分、高等小學校卒業者ハ
受檢總員三千二百六人、其ノ甲種ノ割合ハ
三割九分八厘、尋常小學校卒業者ハ受檢總

員一千七百五十四人アマサ、甲種が四割三分六厘、尋常小學校中途退學者八受檢總員百九十六人アマサ、甲種ガ二割四分五厘、斯ウ云ナウナ數字ガ現ハレテ居ルノデゴザイマス、詰リ學問ガ進メバ進ム程體格ガ非常ニ下ツテ居ルト云フノハ、見逃シ難イ大キナ問題ト思ヒマス、而シテ又受檢者中青年學校卒業者八千三百六十七名アマサ、右ノ青年學校卒業者ノ體格ノ等位ハ左ノ通リデアリマス、甲種ハ五割、第一乙種ハ二割一分五厘、第二乙種ハ一割八分二厘、丙種ハ九分一厘、丁種ガ九厘、戊種ガ三厘、而シテ受檢總員ノ平均身長及び平均體重デアリマスガ、ソレハ昭和九年度ニ於キマシテハ平均身長ハ一米六〇八、十年度ハ一米六〇六、十一年度ハ一米六〇八、十二年度ハ一米六〇八、十三年度ハ一米六〇七、又平均體重ハ昭和九年ハ五五斤七五九、十年ハ五五斤七四三、十一年ハ五五斤六九七、十二年ハ五五斤八二七、十三年ハ五五斤七五一、而シテ健康ノ計數、是ハ體重ト身長ノ比率デ現ハシタノデアリマスガ、昭和九年ガ三四・六八、昭和十年ガ三四・七二、昭和十一年ガ三四・六四、昭和十二年ガ三四・七二、昭和十三年ガ三四・六九、是ガ聯隊區司令官ノ提供シタ材料デアリマス
之ヲ以テ考ヘマスナラバ、各種學問ガ進メバ進ム程體格ハ益々低下シテ居ルノデアリル、諸君、茲ニ教育上大ナル缺陷が存在スルト云フコトヲ發見スルノデアリマス、即チ第一ニ於キマシテハ、試驗地獄デ先ヅ體位低下ノ源泉ヲ作り、中等學校ニ入學シテハ、其ノ學科ノ編成ニ依リテ體位低下ノ原因ヲ作り、又上ニナレバナル程、益々健康ヲ害スルヤウナ學科ノ編成ニナツテ居ル、之

ヲ以テ見マスルニ、國民ノ體位向上ヲ圖テ
ント致シマスナラバ、先づ以テ學科ノ編成
カラズツト中等、専門、大學、總ニ瓦ツ
テ、根本的ニ改革ヲ加ヘルコト無クンバ、
此ノ體位ノ向上ハ到底望ムコトガ出來ナイ
ト考ヘル者デゴザイマス、諸君、之ヲ要ス
ルニ青年學校ハ即チ一面ニ於テ實業教育、
職業教育デアリ、又義務教育ノ一ツデアル
ト同時ニ、又軍隊ノ豫備教育デアル、之ヲ
十分ニ發展セシメマシテ、サウシテ該當者
ハ全部入學セシヌル、言葉ヲ換ヘテ言ヒマ
スナラバ、義務教育ヲ徹底スルト云フコト
ガ、是ガ刻下ノ最モ大事ナ問題デナケレバ
ナラスト思フノデアリマス、然ルニ政府ハ
此ノ點ニ對シマシテ、躊躇遂巡致シテ居ル
ノデアル、何ヲ躊躇スルノデアリマセウ
カ、又現在小學校教員ノ補助ハ餓力本給ノ
五割何分カニナツテ居リマスニ拘ラズ、青
年學校ノ教育ノ補助ハ二割何分シカニナツ
テ居ナインデアル、私ヲ以テ言ハシムルナ
ラバ、青年學校ノ費用ナルモノハ、一面カ
ラ申シマスナラバ、一ツノ臨時軍事費デナ
ケレバナラス、最モ今多クノ軍人ヲ要スル
秋ニ當リマシテ、此ノ制度ヲ斷行致シマシ
テ、該當者ヲ全部入學セシムル、而シテ青
年學校入學者ニハ貧困者ガ多イ、隨テ其ノ
人無クンバ生活ガ出來ナイト云フヤ、ウナ家
庭ニ對シマシテハ、相當ナル所ノ補助金、
獎勵金ヲヤルト云フコトヲ以テシナケレバ
ナラヌ、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ現在ノ
政府ノ方針ハドウカト思フ點ガアリマスカ
ラ、此ノ點ハ十分自信ヲ以テ文部大臣、厚
生大臣、大藏大臣カラ、詳細ナル御答辯ア
ランコトヲ切望致シマシテ、簡單ナガラ之ヲ
以テ私ノ質問ヲ終ル次第デアリマス(拍手)

○國務大臣(男爵荒木貞夫君) 只今ノ坂東
君ノ御質疑ニ御答ヲ致シマス、一寸聽取レ
ナイ所ガアツタノデ、或ハ残ツテ居リマシ
クナラバ、ドウゾ仰シヤツテ戴ケバ又御答
ヲ致シマス、第一ハ國民體位ノ向上ヲ主題
トサレマシテ、學生ノ今日ノ風紀ニ付キ、
體位向上ノ問題ニ關シテ、第二ハ學生ノ試
験入學難ノ爲ニ苦シムコトヨリスル體位低
下ノ問題、第三ハ學科內容ニ關シテノ問
題、第四ハ青年學校ニ關シテノ問題デ、何
レモ體位向上ヲ主トシテ御質疑ノヤウニ伺
ツタノデアリマスガ、學生ノ盛り場ニ出入
ガ多イト云フコトノ御指摘ハ、一昨日ノ本
會議デ申上ゲマシタヤウニ、沟ニ私モ遺憾
ニ思ウテ居ルノデアリマス、昨年來屢々學校
當局ヲ督勵致シマシテ、教育方面、訓育方
面、指導方面カラ自覺ヲ促シテ、斯様ナ方
面ニ對スル一方ニ於テハ風紀ノ取締、他方
ニ於テ體位ノ低下ニ關スル間接ノ問題、或
ハ直接ノ問題ト致シマシテ、督勵ヲ致シテ
居ルノデアリマスガ、今尙ホ其ノ實ガ十分
舉リマセヌコトハ、洵ニ恐縮ヲ致シテ居リ
マス、今後更ニ學校方面ヲ督勵致シマシ
テ、其ノ向上ヲ圖リタイト期シテ居リマ
ス、第二ノ學生ノ入學難ノ問題デアリマス
ガ、是モ洵ニ今日ノ重大問題デゴザイマシ
テ、體位向上バカリデナク、各方面カラ見
マシテ幾多ノ悲劇ヲ生ム一ツノ問題デアリ
マス、國家ノ問題ト致シマシテモ非常ニ重
要ト考ヘテ居リマス、之ニ關シマシテハ既
ニ昭和二年ニ訓令ヲ發シテ居リマシテ、此
ノ試驗緩和ニ關スル所ノ手段方法ヲ執リ、
更ニ昭和十二年ニモ、斯様ナコトニ對シテ
十分ノ検討ヲ遂げタ後ニ訓令ヲ出シテ居ル

ノテアリマスルガ、併シナガラ今尙ほ其ノ
實ガ舉り得マセヌコトヘ、更ニ考究ヲ要スル
コトト存ジマス、而シテ學校増設ノ問題ノ
御指摘ガアツタヤウデアリマスガ、是モ御
尤ノコトデアリマスルガ、斯様ニ致シマスル時
ニ、地方財政ノ負擔ガ可ナリ重クナルコトト、
又國庫ノ方面ニ於テモ、必ズシモニ之對シ
テ直チニ行ヒ得ザル事情等ガアリマスルノ
デ、出來得ル限リ是等ノ緩和方法等ニ付テハ
將來手段ヲ盡ス考ヲ持ツテ居リマス、學科
内容ニ對シマシテハ、只今教育審議會モ
行ハレテ居リマシテ、盛ニ此ノ事が論議セ
ラレテ居リマス、學問カラ更ニ實際ノ方面
ノ問題ニ亘リ、而シテ或ハ勤勞奉仕ノ獎
勵、其ノ他實際ニ役立ツ人間トシテ、内容
ヲ改善スルコトニ努力致シテ居リマスモノ
デ、是等ノ審議答申等ヲ俟チマシテ十分ニ
研究ヲ致シマシテ、此ノ點へ改善ヲ致シタ
イト考ヘテ居リマス、ソレカラ青年學校ノ
問題ハ、此ノ前ニモ、本會議ニ於テ御答辯
申上ガタノデアリマスルガ、將來ノ我國ノ
中堅層トシテ最モ重要ナ意義ヲ持ツモノデ
アリマスノデ、此ノ方面ニ對シマシテ十分
ノ助成金モ與ヘ、獎勵金モ與ヘ、又地方ニ於
ケル所ノ惠マレザル英才ヲ此ノ方面カラ摘
出致シマシテ、十分御用ニ立テルコトニ努
力致シタイト考ヘテ居リマス、今年ノ金ハ
甚ダ輕少ナヤウデアリマスルガ、義務制實
施デ十四年度ニ於テ普通科ノ一年ダケヲ實
施致シマスルノデ、其ノ人員ハ約十万人デ
アルノデアリマス、是等ノ人々ニ對シマシ
テ、地方ノ助成金等ヲ合セテ、此ノ程度ニ
於テ今日實施スルヨリ外致シ方ガナイト考
ヘテ居ル次第デアリマスガ、將來ハ斯様ナ
方面ニ對シマシテ更ニ十分ナ效果ガ學リ、

地方ニ負擔ヲ掛ケズシテ、此ノ青年が十分
教育ヲ受ケラレルヤウニ努力シタイト考ヘ
テ居リマス、一般的ノ體育向上ノ問題ニ付
キマシテハ、既ニ厚生省ガ設立セラレマシ
テ、一般的ノ體位向上ヲ圖ルト相呼應致シ
シマシテ、文部當局ニ於テモ單ニ知的教
育ヨリ、或ハ畫一教育ヨリ來リマスル所ノ
學生ヲ苦シメルコトニ付テハ、之ヲ緩和シ
テ、十分ニ是等ノ點ニ付テ效果ノ舉ルオ
ウニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマ
ス(拍手)

ケ、教練科ヲ通シテ國民皆兵主義ノ體験ヲ得ルト云フ、此ノ輝カシイ「スタート」ヲ今ヤ切ラントスルニ當リマシテ、私ハ荒木文部大臣ト共ニ、深ク全國大衆青年ノ前途ヲ祝福セザルヲ得ナイモノガザイマス、併シナガラ義務教育ハ唯政府ノ一片ノ勅令ヤ或ハ法律ノ力ニ依ツテ、容易ニ實現シ得ルコトノ能ハナイ國家ノ大事業デアルト云フコトヲ、吾々ハ痛感シナケレバナラヌノデゴザイマス(拍手)小學校ニ於ケル所ノ義務教育ト青少年ノ義務教育トノ間ニハ、洵ニ青少年ノ義務教育ト云フモニハ、幾多ノ艱難、幾多ノ困難ガ伴ウテ居ルト云フコトヲ、吾々ハ深ク考ヘナケレバナラヌノデアリマス、何トナレバ、青年學校就學該當年齡ノ青少年ノ多クハ、殆ド農村ニ於テハ、鋤ヲ執リ、或ハ都會ニ於テハ算盤ヲ執リ、炭坑ニ於テハ石炭ヲ掘ツテ居ル所ノ實務大眾ノ青年諸君デアルガ故ニ、小學校ニ於ケル所ノ義務教育ノ如ク極メテ、簡單ニ、容易ニ、此ノ義務教育ヲ實現シ得ルコトハ、洵ニ困難ナコトデアルト云フコトヲ吾々ハ一國ノ文教ノ府ニアル所ノ文部大臣ト共ニ深ク其ノ原因ヲ考究シ、ソレニ對シ適當ナル所ノ善處ヲシナケレバナラスト云フコトヲ痛感セザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)即チ此ノ容易ナラザル、然レドモ國家最高ノ教育行政ノ見地ヨリ、我ガ帝國ノ青少年ヲシテ今マデ長イ間研究ノ機會均等ニ惠マレズ、向學心火ノ如ク燃ニルト雖モ學校ニ入ルコト能ハナカツタ、其ノ生活程度ノ「レベル」ガ極メテ低イ所ノ環境ニ生立ツテ參リマシタ所ノ青少年ニ對シ、徹底的ナル所ノ、軽テ明日ノ我が日本帝國、我ガ東亞百年ノ大計ヲ變肩ニ擔ヒ得ル正シイ、

ノ青年ヲ養成セント欲スルニハ、是ハ義務健全ナル、頑健ナル、我が國家ヲ背負フ所教育ニ背ク所ノ雇傭主或ハ保護者等ノアル場合ニ於テ、徒ニ官僚的ナ強制法ヲ發動シテ、彼等雇傭主ナリヲ強制スルコトニ依ツテ、決シテ此ノ義務教育ノ完成ト云フモノハ成就シ得ナイモノデアル、是ニ於テ文部省ハ十四年度ヨリ愈々實施サレル所ノ義務制度ニ關シテ、全國ノ就學年齢ニ該當スル青少年ノ全部ヲ、百「パーセント」ヲ就學セシメル爲ニ、如何ナル對策ヲ御持チニナツテ居ルカト云フ、一點ヲ、先ツ私ノ第一問トシテ文部當局ニ御伺ヲ申上ガル所以デアリマス、全國ノ青少年ヲ理想的ニ百「パーセント」青年學校ニ就學セシメントスルニハ、第一ニ帝國教育會以下系統教育會ニ青年教育部會ヲ新シク設置スル御意向ヲ持ツテ居リマセヌデセウカ、第二ニハ小學校令ニ依ル所ノ市町村ノ學務委員制度ト同ジヤウナ仕組ヲ以テ、青年學校令ヲ根本的に改正ヲ都當局ニハゴザイマセヌデセウカ、又地方ヲ改善シテ、地方市町村ニ青年學校學務委員制度ヲ實施スルノ御計畫ト御用意トガ文ニ悉ク之ヲ設置セシメテ、青年學校ヲ援助町村ノ心アル有志家、有力家ニ依ツテ、青年學校後援會ヲ全國一萬一千四百ノ市町村部省ハ御考ニナツテ居ルカドウカト云フコトヲ御伺シタインデアリマス

セントスルモノデゴザイマセウガ故ニ、是
ハ無キニ優ル補助法デハゴザイマスルケレ
ドモ、本員ハ青年學校ノ教育ヲ完成スル爲
ニハ、此ノ補助法ダケヲ以テシテハ到底満
足シ能ハナイモノアリマス、何トナレバ
此ノ補助法ナル所ノ法律ハ、全國一万二千
ノ市町村ニ對シテ何ヲ基準トシ、如何ナル
方法ヲ以テ、或ハ如何ナル程度ノ補助額ヲ
政府ガ市町村ニ交付スルカト云フ、其ノ方
法ノ上ニ於テ、其ノ論據ノ上ニ於テ、市町
村ニ取りマシテハ甚ダ不安定極マル所ノ法律
デアリマス、此ノ補助法ヨリ百尺竿頭更ニ
一步ヲ進メ、百歩ヲ進メテ、現行制度トナツ
テ居リマス所ノ小學校義務教育費國庫負擔
法ノ如ク、市町村ニ取りマシテ絶對間違ヒ
ノナイ、不安ノナイ、安心シ得ル所ノ國家
負擔法ヲ速ニ制定サレル御意圖ヲ、文部省
ハ御持チデアルカドウカト云フコトヲ御伺
申上ゲタインデアリマス、斯ノ如キコトヲ
質問スル所以ノモノハ、今ヤ全國ノ市町村
ガ市町村會ヲ招集シテ、十四年度ノ豫算編
成ノ眞最中ニアルニ拘ラズ、文部省ガ幾許
ノ補助金ヲ如何ナル方法ニ依ツテ助成スル
カト云フコトガ一向不明デゴザイマスガ故
ニ、現下ニ於ケル市町村會ト云フモノハ、五
里霧中ノ狀態ニ彷徨シテ居ルヤウナ有様デ
ゴザイマス、故ニ小學校義務教育費國庫負
擔法ニ依ツテ、八千五百万圓ノ國庫補助金
ヲ小學校教員俸給ノ約五割トシテ交付シテ居
ルガ如クニ、速ニ青年學校教育費國庫負擔法
ト云フモノヲ制定サレマシテ、市町村ニ安心ラ
與ヘ、又文部大臣ガ更迭サレマシテモ、將來
慶化スルコトガ極メテ安心デアルト云フ意

味ニ於テ、此ノ一點ヲ文部大臣ニ御伺申上
ゲル所以デアリマス(拍手)
次ノ質問ハ只今坂東議員ニ依ツテ爲サレ
タ所ノ國庫補助増額ノ緊急問題デアリマス
ガ、是ハ稍々重複スルガ故ニ詳細ニ述ベルコ
トヲ憚リマス、既ニ本院ニ於テ可決確定ヲ
見マシタ來年度青年學校政府補助金ノ總額
八百四三十餘万圓デゴザイマス、全國一萬
二千ノ町村ニ對シ、一町村平均ハ三百八十
圓、公立青年學校、一万六千五百ノ青年學
校ニ對シテハ一學校平均ニ於テ二百六十圓
ト云フ、極メテ少額ナル國庫補助金デゴザ
イマス、斯様ナ少額ナル所ノ補助金ヲ以テ
青年ノ義務的教育ノ完成ト云フコトハ出來
ナイ、現實ニ青年教育ノ第一線部隊長ニア
ル所ノ市町村長ト云フモノハ、其ノ教育ノ
完成ト云フモノヲ到底ナシ得ナイト云フヤ
ウナ實情ニゴザイマス、須ク青年學校義務
教育ノ完成年度、即チ昭和二十年度時代ニ
於テハ、青年學校教育費ノ最小限度五割程
度ノ國庫補助ヲ支辨サレル所ノ御意思ガア
ルカナニカ、理想ト致シマシテハ、政府ガ
教育ノ制度ヲ定メ、政府ガ學校ヲ經營スル
コトガ其ノ原則デナケレバナリマセヌ、然
レドモ、今戰時體制下ニ於テ、徒ニ政府ニ
ノミ市町村ガ依存セント欲スルコトハ、是
亦考ヘ物デアル、故ニ最小限度ニ於テ青年學
校教育費ノ總額——最近ニ於テハ全國市
町村ノ總額ト云フモノハ三千四百万圓デア
ルガ、十四年度ハ義務教育ニ伴ウテ恐ラク
四千万圓程度ノ教育費支出ヲ餘儀ナクサ
ルルデアラウト思フノデアリマス、此ノ質問
ノ結論トシテ、最小限度五割程度ノ國庫補
助ヲ交付スル所ノ御計畫アリヤ否ヤト云フ
コトヲ御伺申上ゲル次第デアリマス

次ハ私ノ御伺申上ゲル中ノ最モ重要ナル所ノ質問デゴザイマス、ソレハ只今提案サレテ居リマス所ノ法案ノ第三條ニ「補助金大臣ガ文部省令ヲ以テ定ムル市町村ニ對スル所ノ補助金交付ノ方法ハ如何ナル方法ヲ定ム」トゴザイマス、此ノ第三條ニ依リ文部國ノ市町村ニ取りマシテ最モ重大性ヲ持ツテ居ル問題デアリマス、何トナレバ從來郡部方面、農漁山村方面ニ於テハ、青年學校生徒ノ就學率ト云フモノハ九一%ノ好成績ヲ超エテ居ルノデアリマス、然ルニ全國ノ六大都市及ビ百四十五ノ市部ニ於テハ、青年學校生徒ノ就學率ト云フモノハ、極メテ惡成績デアツタノデアル、恐ラクニ〇%程度ヲ超エナイ所ノ惡成績デアツタノデアリマス、然ルニ今回青年學校ノ義務教育實施ニ伴ウテ、六大都市ニ於テハ恐ラク飛躍的ナル所ノ就學率ヲ見ルト云フコトハ、火ヲ賭ルヨリモ極メテ明カナル所ノ事實デアル、之ニ反シテ地方農漁山村ト云フモノハ、從來義務教育制度ノ時代以前ニ於テモ、極メテ眞面目ニ九〇%以上ノ就學率ヲ持ツテ居リマシタルガ故ニ、今回法律ノ力ヲ以テ義務制ガ施行サレマシテモ、町村ニ依ツテハ生徒ノ增加率ト云フモノハ、或ハ五名或ハ十名程度ノ町村モ極メテ多イノデアリマス、隨ヒマシテ文部省ノ市町村ニ對スル國庫補助金補助ノ現行制度デゴザイマスガ故ニ、農漁山村方面ノ青年學校ノ專任教員ト云フモノハ殆ド一絶対ト申上ゲルコトハ出來ナイケレドモ、殆ドガ增加率ト云フモノヲ見ルコトハ困難デアル、之ニ反シテ六大都市及ビ大

都市方面ニ於テハ、驚クベキ程度ノ專任教員ノ大増加ヲ見ルト云フコトハ極メテ當然ノ理窟デアリマス、果シテ然リトスレバ、今回ノ補助法ニ依ツテ政府ガ補助金ヲ與フル、其ノ合計ニ於テ四百三十餘万圓ノ國庫補助金ノ大部分ハ、或ハ恐ル、六大都市及ビ大都市方面ニノミ、補助金ノ偏重ヲ見ルノデハナイカト云フコトヲ憂慮セザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)文部大臣ハ最モ公正妥當ナル見地ニ立タレ、或ハ社會政策的ノ見地ヨリ、青年學校ノ教育費ハ愚カノコト、小學校ノ教育費ニサヘモ困ツテ居ル町村ニ對シ小學校ノ教員ノ月給ノ不拂町村ガ、東北六縣ダケデモ數百町村アル、サウ云フヤウナ全國的ノ弱體町村ニ對シテ、努メテ公正妥當ナル所ノ、大處高處ヨリノ見地ニ立ツテノ國庫補助金ヲ交付サレル所ノ、補助規程ト云フモノヲ制定アラレンコトヲ、私ハ切ニ要望シテ已マナイノデアリマスガ、文部當局ノ御意見果シテ如何、此ノ問題ニ對シ如何ナル御對策ヲ抱懷ナサレテ居ルカ、御伺申上げマス

次ノ質問ハ是亦坂東サンノ青少年ノ體位向上問題ト重複スルノ虞ガアリマスカラ、其ノ點ハ努メテ之ヲ「オミット」致シマシテ、私ノ文部大臣ニ特ニ御伺シタ一問ハ、青年學校令ニハ必ズ學校醫ヲ設置スベシト云フ所ノ命令のノ規則ガゴヂマイス、然ルニ全國一万七千ノ青年學校中ニ於テ、學校醫ヲ設置シテ居ル町村ノ數ト云フモノハ、僅ニ四千八百シカナインノデアル、青少年ノ體位向上ハ、保健衛生的行政ノ見地ヨリ見テモ極メテ必要デアル、然ルニ最モ發育旺盛期ナル青少年ノ體位向上ノ爲ニ、青年學校令ニハ學校醫ヲ置クベ

シト云フ御命令ガアルニ拘ラズ、全國一万七千ノ青年學校中ニ於テ、學校醫ヲ設置シテ居ル町村ノ數ト云フモノガ、僅ニ四千八百カシナイト云フコトハ、體位向上ノ點カラ考ヘマシテ、文部當局ハ如何ニ御考ニナラテ居ルカ、農漁山村ノ如何ナル村長ト雖モ、我村ノ青年學校ニ學校醫ハ置キタイノデアリマス、文部大臣ノ御命令ガナクトモ置キタイノデアル、ソレガ設置シ得ナイ理由ト云フモノハ、要スルニ青年學校教育費ノ捻出ニ困難ヲ感ズル、地方町村ト云フモノハソレ程マデニ疲弊困憊ノ狀態ニ陥ツテ居ルト云フ、此ノ深刻ナル事實ヲ文部當局ハハツキリト御認識ヲ戴キタイノデアリマス(拍手)

尙ホ青少年ノ體位ノ向上ノ爲ニ新シイ使命ヲ課セラレタ所ノ厚生大臣ハ、體位向上、保健衛生ノ適正ナル對策トシテ、如何ナル方策ヲ執ラントスルモノノデアルカ、此ノ一點ヲ御伺申上げタインデアリマス、厚生省ハ全國ニ保健所ナル衛生役所ヲ設置サレテ居リマスガ、此ノ保健所ナルモノハ、青少年ノ體位向上ノ方面トハ全ク沒交渉ノ狀態ニアルト云フコトヲ、本員ハ悲マザルヲ得ナインデアリマス、此ノ保健所ヲ更ニ増設サレ、之ニ對シテ唯單ニ消極的ナ態度ヲ執ラレズ、モット積極的ニ、或ハ街頭ニ出デ、或ハ青年學校ニ手ヲ出シテ、青年團員、ヲ設置スベシト云フ所ノ命令のノ規則ガゴヂマイス、然ルニ全國一万七千ノ青年學校中ニ於テ、學校醫ヲ設置シテ居ル町村ノ數ト云フモノハ、僅ニ四千八百シカナインノデアル、青少年ノ體位向上ハ、保健衛生的行政ノ見地ヨリ見テモ極メテ必要デアル、然ルニ最モ發育旺盛期ナル青少年ノ體位向上ノ爲ニ、青年學校令ニハ學校醫ヲ置クベ

シト云フ御命令ガアルニ拘ラズ、全國一万七千ノ青年學校中ニ於テ、學校醫ヲ設置シテ居ル町村ノ數ト云フモノガ、僅ニ四千八百カシナイト云フコトハ、體位向上ノ點カラ考ヘマシテ、文部當局ハ如何ニ御考ニナラテ居ルカ、農漁山村ノ如何ナル村長ト雖モ、我村ノ青年學校ニ學校醫ハ置キタイノデアリマス、文部大臣ノ御命令ガナクトモ置キタイノデアル、ソレガ設置シ得ナイ理由ト云フモノハ、要スルニ青年學校教育費ノ捻出ニ困難ヲ感ズル、地方町村ト云フモノハソレ程マデニ疲弊困憊ノ狀態ニ陥ツテ居ルト云フ、此ノ深刻ナル事實ヲ文部當局ハハツキリト御認識ヲ戴キタイノデアリマス(拍手)

尙ホ青少年ノ體位ノ向上ノ爲ニ新シイ使命ヲ課セラレタ所ノ厚生大臣ハ、體位向上、保健衛生ノ適正ナル對策トシテ、如何ナル方策ヲ執ラントスルモノノデアルカ、此ノ一點ヲ御伺申上げタインデアリマス、厚生省ハ全國ニ保健所ナル衛生役所ヲ設置サレテ居リマスガ、此ノ保健所ナルモノハ、青少年ノ體位向上ノ方面トハ全ク沒交渉ノ狀態ニアルト云フコトヲ、本員ハ悲マザルヲ得ナインデアリマス、此ノ保健所ヲ更ニ増設サレ、之ニ對シテ唯單ニ消極的ナ態度ヲ執ラレズ、モット積極的ニ、或ハ街頭ニ出デ、或ハ青年學校ニ手ヲ出シテ、青年團員、ヲ設置スベシト云フ所ノ命令のノ規則ガゴヂマイス、然ルニ全國一万七千ノ青年學校中ニ於テ、學校醫ヲ設置シテ居ル町村ノ數ト云フモノハ、僅ニ四千八百シカナインノデアル、青少年ノ體位向上ハ、保健衛生的行政ノ見地ヨリ見テモ極メテ必要デアル、然ルニ最モ發育旺盛期ナル青少年ノ體位向上ノ爲ニ、青年學校令ニハ學校醫ヲ置クベ

能者養成令ナルモノヲ發布サレテ、滿十四歳以上十七歳マデノ中堅工員ニ對シテ、一ヶ月賃金ニ對シテ、青年學校ニ就學する方商工省ハ鑄物或ハ金物、器具、機械方面ノ工場ニ對シ、訓育所ト云フ名前ノ下ニ、職工ノ養成所ヲ指導獎勵サレテ、商工省ヨリ補助金ヲ出サレテ居ル、而シテ其ノ年輩ハ青年學校ニ義務的ニ入學シケレバナラヌ者ト同様の態度ヲ執ラレテ居ルカ、如何ナル連結ト脈絡ヲ御持チニナツテ居ルカト云フコトヲ考ヘマシテ、一本建ノ青年教育機關デアリタイト云フ

御伺申上げタインデアリマス(拍手)

以上數項ノ質疑ヲ以テ終ラントスルモノデアリマスガ、文部大臣ニ於カレマシテハ、先程ノ前者ノ質疑ニ對シテモ相當丁寧懇切ニ御抱負經論ヲ御披瀝ニナリマシテ、私淘ニ欣快ニ堪ヘナイノデゴザイマス、然レドモ從來其ノ生活程度ノ「レベル」ガ低ク、經濟的事情ノ爲ニ學校ニ入り兼ネル所ノ全國勤務大衆ノ青年教育ノ爲ニ、ドウカ層一層深く理解ト認識ヲ持ツテ、是ガ擴大強化ノ爲ニ御奮闘アランコトヲ御願申上げタインデアリマス、時間ガ参りマシタカラ、之ヲ以テ私ノ質疑ヲ終リマス(拍手)

(國務大臣男爵荒木貞夫君登壇)

○國務大臣(男爵荒木貞夫君) 庄司君ノ極メテ御熱心ナル青年學校ノ振興ニ關スル御意見ハ、過般モ拜承致シマシタ、其ノ折ニモ御答ヲ致シタノデアリマスガ、只今重ね

ト思フノデアリマス、尙ホ後援會等ノコトニ付キマシテモ、出來ルダケ地方ニ諒解ヲシテ戴イテ、斯様ナ會等ノ現出ニ依ツテ、此ノ成果ヲ擧ゲルヤウ期シタイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、第二ハ、補助法ヲ負擔法ニセヌカ、御尤ナ御意見デアリマシテ、此ノ補助法モ只今申上ゲマシタヤウニ、非常ニ動イテ居ルノデアリマシテ、隨テ一定ノ——今年モ僅ニ一年ノ普通科ヲヤルダケデアリマスノデ、數字ガ動キマスル爲ニ、未ダ負擔法トシテ確定スル基礎數ヲ得ルコトガ出來ナイ爲ニ、補助法トシテ行ツドウカ、是モ小學校ノ國庫負擔ト同ジテ居ルノデアリマシテ、將來是ガ見透シガ付キマスルナラバ負擔法ニ致シタイト考ヘルガ、財政其ノ他ノ關係カラ、直チニ此ノ點ヲ御答スルマデニ至ツテ居ラヌコトハ、洵ニ遺憾ニ存ズルノデアリマスルガ、當然將來ニ亘ツテハ五割デナク否、モツト何カ他ニ方法ガアルノデハナイカト云フコトモ考ヘテ見テ居ル次第アリマス、交付金ニ關シテ大都市ト町村トノ間ニ於テ不公平ガ起ラナイカ、是ハ十分ニ注意シテ居リマシテ、兩者ノ間ニ不公平ノ起ラヌヤウ手段方法ヲ執ルベク色々計算モ致シテ居リマスルガ、非常ニ細カクナリマスノデ、或ハ委員會ニ於テ御答スルコトニ依ツテ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス、次ハ學校醫ノ問題デアリマスルガ、是モ仰セノ通りデ、未ダ甚ダ不十分デアリマス、小學校ノ方スラマ

ダ十分ニ出来テ居リマセヌノデアリマスルガ、必ズシモ待ツベキ問題デナイノデアリマシテ、是モ将来大イニ考慮致ス大イナルモノハ臨時のノ問題デアリマシテ、文部省行ヒマスルモノハ、一ツノ學校教育トジテ基礎付ケネバナラヌモノデアリマスルノデ、厚生省竝ニ商工省行フモノト多少相違シテ居ルノデアリマスルガ、青年層方職業教育ト云フモノヲ基礎トシテ居リマスルノデ、或ハ私立ノ青年學校等ニ於テ、或ハ其ノ附近ニ於テ、青年學校ト併セテ此ノ點ヲ行フト云フコトハ結構ナコトデアラウト思ヒマスルシ、是等ニ對シテハ誤ラザル指導モ致シマシテ、其ノ目的ヲ達スルヤウニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、以上ヲ以テ御答ニ致シマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 河合義一君
〔河合義一君登壇〕
○河合義一君 來年度ノ青年學校教育義務
制ハ、男子部ニ限ツテ實施サレルノアリ
マスカラ、私ハ男子青年學校ニ重點ヲ置キ
マシテニシノ質問ヲ致シタイト思フノデア
リマス

先づ第一ニ、青年學校ニ對スル政府ノ根
本方針ニ付テ御伺ヲ致シタイ、青年學校ハ
工農農村其ノ他ニ於ケル勤勞青年ノ教育ニ
當ルモノデアリマシテ、國民教育ト致シマ
シテハ小學校教育ニ次グ所ノ大切ナモノデア
リマス、ソレニモ拘りマセズ、昭和十年
文部省ガ出シマシタ所ノ訓令第二號ニ見マ
スルト、是等青年男女ハ概々業務ノ餘暇ニ於
テ就學スルモノナルニ付キ、學校ノ組織内容
ハ簡易自由ヲ旨トシ、地方ノ狀況、青年ノ
境遇ニ適應セシメルト云フコトガアルノデ
アリマス、政府ハ將來ニ於キマシテモヤハ
リ此ノ訓令ヲ活カシマシテ、青年學校教育
ヲ單ニ餘暇教育トシテ、謂ハバ教育行政ノ
刺身ノツマノヤウナモノトシテ、之ヲヤツ
テ行ク方針デアリマスカ、之ヲ先づ私ハ御
伺ヲ致シタイノデアリマス、私ガ甚ダ遺憾
ニ思ヒマスノハ、ドウモ此ノ青年學校ノ教
育ハ、文部省ニ取リマシテモ餘リ重要視シ
テ居ナイヤウニ考ヘルノデアリマス、政府
委員ノ席ヲ見マシテモ、私ハ此ノ點ニ付キ
マシテ甚ダ遺憾ニ考ヘザルヲ得ナインデア
リマス〔ヒヤウ〕又今日徵兵検査ノ實績
ニ見マシテモ、高等小學校卒業生ノ合

格率ガ最モ其ノ上位ニ在ルノデアリマシ、此ノ高等小學ノ卒業生ノ體位及ビ智能ノ點カラ申シマシテモ、生産力擴充ニ必要ナ職工ノ智能ト致シマシテハ、高等小學卒業程度ヲ是非要求シテ居ルノデアリマス、高等小學卒業程度ノ體力ト智力トハ、有ニル國民ガ具ヘテ居ラネバナラヌ國家的 requirement デアルノデアリマス、然リト致シマスナラバ、國家ハ青年學校教育ニ對シマシテモ、從來ノ方針ヲ變更致シマシテ、業務ノ餘暇ニ於テデハナク、業務ト並行致シマシテ、十分ニ修得シ得ルヤウナ制度ヲ作ルコトガ、是ガ國家ノ現ニ要求シテ居リマス所ノ要求ニ適合スルモノト考ヘルノデアリマスガ、文部大臣ノ所見ハ如何デゴザイマセウカ(拍手)第一ニ御伺致シタイコトハ、青年學校ノ國庫負擔額ニ付テデアリマス、是ハ既ニ同僚カラ質問ガアリマシタガ、私ノ見ル所ハ多少觀點ガ遠ヒマスカラ、重複スル點ヲ避ケマシテ質問ヲ致シタイト思ヒマス、青年學校教育ノ内容ヲ擴充スルコトガ國家的要求デアリマスカラ、私ハ先づ國民ニ求ムルニ先ダツテ與ヘテクテハナラスト思フノデアリマス、當然其ノ經費ハ全額國庫デ負擔スルノガ本當デアラウト思フ、全國ヲ通じマシテ町村ノ財政ノ約四割二分ト云フモノガ、既ニ教育費ニ充當サレテ居ルノデアリマス、此ノ町村ノ財政ト云ヒマスモノハ、地方財政補給金ノ交付ヲ受ケマシテ、漸ク世帶ヲ背負フト云フコトハ、甚ダ出來ニクイ話ナノデアリマス、又仄聞スル所ニ依リマスト、今次ノ支那事變ニ青年學校出身者ノ

リマス、第二ニハ陸海軍兵器ノ機械化ニ伴
フ軍人智力ノ必要、三ニハ陸海軍戦闘法ノ
改革ニ伴フ軍人智力ノ必要、四ニハ空軍ノ
國民體位ノ低下ト青年體力練磨ノ必要、是
等ノ事項ガ青年學校教育ノ内容充實ニ於テ
ノ提案ヲ決定的ナラシメタモノト聞イテ居
ルノデアリマスルガ、果シテ然リト致シマ
スルナラバ、此重大ナル使命ヲ持ツテ居ル
所ノ青年學校ノ教育ノ經費ニ關シマシテ
ハ、今回ノ増額ハ――増額デアリマスカラ
大變結構デアリマスケレドモ、ソレデモ全
補助金ヲ合算致シマシテ、青年學校ガ要シ
テ居リマス經費ノ一割二分位ニシカ當ラナ
イノデアリマス、本年ノ此ノ増額ヲ以テ致
シマシテモ、自治體ガ費シテ居ル所ノ經費
ノ一割ソコヽニシカナラヌノデアリマス
カラ、政府ハ將來此ノ補助費ヲ増額致シマ
シテ、全額國庫負擔トスルノガ當然ダラウ
ト思フノデアリマスルガ、之ニ對スル所見
ハ如何デアリマスカ

ノ教員ニ比較致シマシテ、其ノ素質ガ劣ツテ、
テ居ルノデアリマス、斯ウ云フ點ニ付キマ
シテノ詳シイ事ハ委員會デ申述ベルコトト
致シマスガ、其ノ他教員養成ノ問題デアル
トカ、教科書ノ問題、此ノ教科書モ未ダ國
定デハナインデアリマス、地方ノ狀況ニ應
ジテ然ルベクヤツテ置ケト云フノガ文部省
ノ方針デアツタガ、是ハ中々難カシノンデ
アリマス、ソレモ專任教員ノ素質ガ上等ニ
アリマスナラバ出來ルデアリマセウケレド
モ、教員ノ素質ガ惡イ所ヘ然ルベクヤツテ
置ケト言ツテモ、然ルベクヤレル筈ガナイ
ノデアリマス（拍手）又教員俸給及ビ榮
達進路ノ問題デアリマス、其ノ他色々
アリマスガ、就中最早是等ノ點ハ放任出
來ナ伊問題デアリマスガ、今日ノ自治
體ノ財政ニ於テハ、之ヲ解決スル能力ガ無
無イノデアリマス、政府ハ果シテ現在ノ自
青年學校ノ教育施設ガ完全デアルト御考ニ
ナツテ居ルカドウカ、若シ完全デナイトス
レバ如何ニシテ之ヲ良クスルコトヲ御考ニ
ナツテ居リマスカ、此ノ點ヲ御伺シタイノ
デアリマス

オーバーワークヲ獎勵シテ、隨テ青年ノ體位ヲ低下セシメル結果トナラザルヲ得ナインデアリマス、政府ハ此ノ點ニ鑑ミマシテ青年學校生徒ノ就業時間ヲ制限スル法案ヲ提出スルト私ハ聞イテ居リマスガ、果シテ提出スルノ御意思ガアルカドウカ、又其ノ場合生徒ノ就業時間が減少致スコトニ依リマシテ、收入減ヲ來スコトハ當然ノ結果デアルト思ヒマスガ、政府ハ如何ナル對策ヲ以テ此ノ問題ヲ解決シヨウトサレテ居ルノデアリマスカ、此ノ點モ御尙致シタイン其ノ次ハ政府ノ方針トシテ、聞ク所ニ依リマスト、私立青年學校ノ設置ヲ獎勵サレテ居ルト云フコトヲ聞クノデアリマス、此ノ點ニ付テデアリマスガ、壯丁検査ノ結果ナルモノハ、モウ既ニ同僚諸君モ御述ニナリマシタガ、年々體質ガ低下シテ居ル、其ノ中デモ商店員ト職工トガ一番惡イノデアリマス、此ノ商店ト工場ニ働くイテ居ル壯丁ノ體位ガ一番劣悪デアルト云フ點カラ考ヘテ見マシテモ、私ハ此ノ工場ト商店ニ青年學校ノ設置ヲ獎勵スルト云フコトハ、甚ダ危險デナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、固ヨリ私設ヨリモ公設ノ方ガ宜イト思ヒマスガ、唯單ニ政府ハ私設ヲヤラスナラバ、經費ノ點ニ於テ國家ノ負擔が減ズルト云フヤウナ、サウ云フ客ナ考カラ私設ヲ獎勵スルト云フコトハ如何カト思フノデアリマスガ、此ノ點ニ對スル政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト思フ(拍手)

ガアルト思フノデアリマス、ヨク私共ハ老カラ聞カサレテ居り、田舎ニヨク聞ク言ノ次ハ肥料ガ大事デアツテ、其ノ次ガ作リデアル、斯ウ云フノデアリマス、是等ハ農産物ニ限ルコトデナクシテ人間モ同ジコトデアル、併シ種ノ問題ハ是ハ日本人デアリマスカラ別ニ問題ニナラヌト思ヒマス、甚ダ良イ種ナノデアリマス、併シナガラドレ程「ラヂオ」體操ヲヤラセマシテモ、榮養ガ足リナカツタナレバ、體位ト云フモノハ良クナラナイノデアリマス、青年學校ノ趣旨ニモ謳ハレテ居リマス此ノ國民タル資質ヲ築上ゲル爲ニハ、國費ノ補助ヲ以テ青年學校ノ生徒ニ榮養食ヲ給付スルコトが私ハ宜イ思フノデアリマス、殊ニ私達ノ主張シテ居リマス義務教育ガ八年制トナリマシタ曉ニ於テハ、青年學校ノ本科五箇年ニ於キマシテ、是非榮養食ノ給付制度ヲ確立致シマシテ、體位ノ向上ヲ圖ルコトガ最モ機宜ヲ得タル方法デアルト思フノデアリマスガ、之ニ對シマシテ文部當局及ビ陸軍當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、以上ヲ以チマシテ私ノ質疑ト致ス次第デアリマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 小柳文部政務次官
〔文部大臣ハドウシタ「怠慢デハナイ
カ」其ノ他發言スル者アリ〕

○政府委員(小柳牧衛君) 貝今河合君ヨリ
御質問ノアリマシタ點ニ付キマシテ、私ヨ

リ御答致シタイト存ジマス、第一點ハ青年學校ハ一方ニ職業ヲ持ツテ居ル者ガ片手間ニヤツテ居ルヤウナ情勢ダガ、是ガ果シテ適切デアルカドウカト云フ御質問ノヤウニ拜承致シマシタ、御承知ノヤウニ青年學校ハ職業ト密接ナル關係ヲ有シ、即チ生活ト密接ナル關係ヲ持タセマシテ、サウシテ産業ニ關スル知識ヲ修得スルト同時ニ、勤労ノ精神ヲ養フ點ニ於テ特色ガアルノデアリマス、隨テ普通ノ實業教育トハ趣ヲ異ニスルノデアリマス、一方ニ職業ニ從事シ、其ノ他ノ時間ニ於キマシテ青年學校ニ通學スル點ニ最モ重點ガアルノデアリマシテ、將來モ此ノ方針デ進ミタイト存ズルノデアリマス、第二點ハ國民ノ基礎教育ヲ擴充シテ通年全日制ニスルノ意思ハナイカト云フ御質問ノヤウニ拜承致シマシタ、是ハ沟ニ御尤ニ存ジマスガ、只今ノヤウナ趣旨ノ下ニ青年學校ヲ見テ居ルノデアリマスルガ、將來ハ此ノ點ニ付キマシテモ相當考慮ヲ致シタイト存ズルノデアリマス、第三ハ青年學校ヲ全額國庫ノ負擔ニシテ經營セシメテハドウカト云フ御質問ト拜承致シマシタ、是ハ青年學校ガ今日ノ青年ノ約八割ヲ占メテ居る現狀ニ鑑ミ、且ツ其ノ重要性ニ顧ミマスルト、沟ニ御希望ト存ジマスルガ、併シ是ハ一面ニ於キマシテハ國ノ財政ノ關係モ甚ダ多イノデアリマシテ、篤ト考慮スベキモノト存ジテ居ル次第アリマス、第四ハ教科書ニ付テノ御質問デゴザイマス、併シ是ハ青年學校ノ教科書ハ、即チ青年學校ノ特異性ト致シマシテ、地方ノ状況ニ即スルコトノ必要ガアリマスノデ、教科書ノ編成等ニ於キマシテモ可ナリ多クノ困難ガアルノデアリマス、併シナガラ是ハ極メテ重要

ノ問題デアリマスカラ、今回ノ義務制ト共ニ教科書ヲ検定制度ヲ行ツテアルノデアリマス、尙ホ修身、公民科ニ付キマシテハ、國定教科書ヲ編纂スル考デ豫算ヲ計上シテ居ルノデアリマス、次ハ修業ノ時間ニ付テノ御質問ト拜承致シマシタガ、此ノ點ハ沟ニ御尤デアリマシテ、當局ニ於キマシテモ此ノ點ヲ考慮致シマシテ、目下關係部局ト協議ヲ重ネ、近クソレト成案ヲ得マシテ御諸リストコトニナルダラウト存ジテ居リマス、次ハ體位ノ向上ヲ圖ル關係上、青年學校生徒ニ對シテ給食制度ヲ採ルノ考ナキヤ否ヤト云フ御質問ト存ジマシタガ、是モ御尤ニハ存ジマスルガ、御承知ノヤウニ青年學校ハ或ハ夜間或ハ職業ノ餘暇ニ通學スルト云フヤウナ關係上、即チ時間ノ關係上、給食制度ヲ採用スルコトガ頗ル困難ナ狀況ニアルト存ズルノデアリマス、併シナガラ此ノ點ハ御尤ト存ジマスルノデ、尙ホ考慮致シタイト存ジテ居リマス、ソレカラ青年學校ノ教育ニ從事スル所ノ專任教員ヲ養成スルコトニ付テノ考ガナイカト云フ御質問デゴザイマス、是モ沟ニ御尤ニ存ジマス、此ノ重要ナル教育制度ニ專念スル所ノ教員ヲ養成スルコトハ、極メテ急務ト存ズルノデアリマス、以上御答ヲ致シマス、(私立青年學校ハドウカト云フ御質問ト拜承致シマシテ、青年ノ體位ガ逐次落チテ行クガ、之ヲ十分ニ榮養ヲ宜シクシテ體力ヲ向上シテ居リマス、青年ノ體力向上ガ國防上重大ナル要素ヲ成スト云フコトハ、沟ニ御指摘ノ通リデアリマシテ、私共ハ及バズナガラ此ノ點ニ重大關心ヲ持ツテ今日マデ來テ丁検査ノ結果ハ、體力低下ヲ示シテ居ルノ

(拍手)
〔政府委員中村明人君登壇〕
○政府委員(中村明人君) 本日大臣ハ已ムヲ得ナイ御用事御出席ガ出來ナイノハ沟ニ遺憾デアリマス、私ガ代リマシテ只今ノ御質問ニ御答ヲ致シマス(拍手)只今ノ御質疑ニ要點ハ、青年ノ體位ガ逐次落チテ行クガ、之ヲ十分ニ榮養ヲ宜シクシテ體力ヲ向上セネバナラヌ、此ノ點ニ付テ陸軍大臣ハ如何ニ考ヘテ居ルカ、斯ウ云フ御質疑ニ伺リマス、終リ(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 質疑ハ是ニテ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス
○服部崎市君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス
○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二、借地借家臨時處理法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——司法政務次官倉元要一君
〔第二 借地借家臨時處理法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會 借地借家臨時處理法中改正法律案〕

附則第三項中「昭和十四年四月三十日」ヲ

〔政府委員倉元要一君登壇〕

○政府委員（倉元要一君）　只今議題トナリ
マシタ借地借家臨時處理法中改正法律案ノ

提案理由ヲ申上ゲマス、借地借家臨時處理

法ハ大正十二年九月ノ關東震災ニ因リマシテ影響ヲ蒙リマツク、東京黃賓兩市ニ於て

ル假設建築物及ビ其ノ敷地ノ賃貸借、其ノ

他ノ借地借家關係ヲ調整スル爲ニ、有效期

間ラ大正十八年即チ昭和四年四月三十日マ
デトツニ制室ニテラノクノギアリマシフガ、

昭和四年法律第七號ヲ以チマシテ、其ノ有

效期間ヲ十箇年延長セラレ、本年四月三十

日ヲ以テ其ノ效力ヲ失フコトトナツテ居ル
ノデアリマス、然レニ幸平ニナリマソチ幸

ノ元より、不然ル。昨年ニナリマシテ費
通ノ假設建築物ノ除却期限ガ更ニ昭和二十

二年八月末日マデ、即チ九年間延期セラレ

マシタ關係カラ、借地借家臨時處理法モ、同
其ノ有文明間ア假設建築物、余印明間、同

其有效期間元價該建築物之除却期間上同
樣二、九年間即自昭和二十三年四月三十日

マデ延長スルノ必要ヲ認メマシテ、此ノ法

案ヲ提出致シマシタ、何卒御審議ノ上速ニ
仰協賛ア興ヘラノノコ、ア奇望故ノアバ(自)

手) 御協賛下與～ニシニトテ希望致シマス(批)

○副議長（金光庸夫君） 質疑ノ通告ガアリ

マス、之ヲ許シマス——中村高一君

○中村高一君登壇

シテ、要點ダケヲ申上ゲテ政府ノ御答辯ヲ

得タイト思フノデアリマス、先ヅ第一ハ物貰、秀貴ニ、吉也斗立ニ告テ斗ニ關ノツノ

價ノ騰貴ト、借地料竝ニ借家料ニ關シマシテ、アリマスガ、言換ヘマスナラバ、地代

竝ニ家賃ノ値上ノ防止ニ對シマスル政府ノ

方針ヲ御尋致シタイノデアリマス、今日肆

軍需工業ノ盛ニナリマシタ爲ニ、住宅ノ拂
底ガ各地ニ起ツテ參リマシテ、其ノ爲ニ借
地料或ハ借家料ガ非常ニ高クナリツツアル
ノデアリマスルガ、一方ニ於キマシテ政府
ハ日用品ノ物價ノ調整ニ付キマシテ色々ノ
方針ヲ定メマシテ、非常ニ嚴重ニ之ヲ統制
ヲ致シテ居ル今日ニ於キマシテ、都會生活
ヲ致シテ居リマス者ノ、最モ其ノ收入ノ大
部分ヲ費シテ居リマスル所ノ家賃ナドニ付
キマシテハ、之ヲ統制ラシタリ、或ハ之ニ付
テノ値上ヲ防止スルト云フヤウナコトヲシ
ナカツタナラバ、物價ノ統制、日用品ノ價
格ノ調整ト云フヤウナコトノミニ依リマシ
テハ、今日ノ勤勞階級ノ生活ヲ救フコトハ
斷ジテ出來ナイ（拍手）此ノ情勢ニアリマス
ル時ニ當ツテ、日用品デアリマスルナラバ、
消費節約モ出來ルノデアリマスルガ、家賃
ナドハサウ簡單ニ消費節約ナド出來ルモノ
デハナイ、是ハ政府ノ力ニ依ツテ統制ラス
ルナリ何ナリスルヨリ外ニハ仕方ガナイトイ
思フノデアリマスルガ、總動員法ノ十九條ニ
ナドヲ見マスルト、賃貸料ニ付テハ必要ナ
ル命令ヲ發スルコトガ出來ルコトニナツテ
居リマスルカラ、此ノ總動員法ノ十九條ニ
依リマシテ何等カノ命令ヲ發スルカ、若ク
ハ時局ニ際會ヲ致シマシテノ臨時ノ立法ヲ
制定スル意思ガアルカドウカヲ一ツ御尋ス
ルノデアリマス（拍手）

借地借家法ヲ全國的ニ實施シテ貰ヒタイト
云フ聲ガ非常ニ多イ、本院ニ於キマシテ
モ囊ニ建議委員會ニ於キマシテ、全國的實
施ヲ爲スベシト云フ議案ガ通過ヲ致シテ居
ルノデアリマスカラ、政府ニ於キマシテモ
此ノ速ナル實施ヲ吾々ハ要求スル意味ニ於
キマシテ、政府ノ御答辯ヲ得タインデアリ
マス（拍手）

更ニ第三點ハ、是亦借家生活ヲ致シテ居
リマスル人々ニ取りマシテ、極メテ重要デ
アルト思フノデアリマスルガ、是ハ敷金ニ
付テデ、政府ハ借家人ガ公債ヲ以テ敷金ニ
充當スルト云フコトニ對シテ、家主ハ之ヲ
拒ムコトガ出來ナイト云フ風ニスルカ、若
クハ敷金ニ對シテ利子ヲ附スルト云フコト
ガ、吾々ハ當然デアルト思フノデ、此ノ
點ニ付テ政府ノ御所見ヲ承リタイ、東京市
ナドニ於キマシテハ、殆ド八割以上ガ
借家人デアリマシテ、假ニ東京市ノ戸數
ヲ百万戸ト致シマシテ、其ノ八割ガ借家人
人ト致シマスルナレバ、八十万戸ノ借家人
ガアルノデアリマシテ、一軒ノ家ガ百圓ヅ
ツノ敷金ヲ入レテ居ルト致シマスナラバ、
實ニ其ノ金額ハ東京市内ダケニ於キマシテ
八千万圓ニナルノデアリマス、五十圓ト致
シマシテモ四千万圓ト云フ額ニナルノデア
リマスガ、今日デハ何年經チマシテモ、此ノ
莫大ナル金額ニ對シマシテ、一文モ利息ヲ
附ケナイト云フコトハ、甚ダ不當デアリマ
シテ、之ニ對シテハ今日公債ノ消化ノ問題
シメル一つノ方策ト致シマシテモ、此ノ數

主ハ之ヲ拒ムコトノ出來ナイト云フコト位
ハ、國策ノ上カラ私ハ絶對ニ必要ナリト信
ズルノデアリマスガ、此ノ點ニ對シテノ政
府ノ御所見ヲ承リタインデアリマス(拍手)
第四點ハ、是ハ内務省關係ノコトデアリ
マスルガ、今日提案ヲセラレテ居リマズル
所ノ借地借家臨時處理法ノ期限ノ延長ハ、
東京ト横濱ニ於キマル所ノ「バラック」建築
物ガ十年間延期ニナリマスルノデ、ソレニ
關スル法律モ十年延長スルノデアリマシテ、
假設建築物ヲ此ノ儘デ十年間延長ヲスルト
云フノデアリマス、一方ニ於テハ御承知ノ
通リ防空法ガ實施ヲセラレマシテ、今日ノ
建築物デハ防空上沟ニ危險デアルカラト云
ツテ、防空法ガ制定ヲセラレテ居ル時ニ當
ツテ、「バラック」假設建築物ヲ十年間延長
ヲシヨウト云フノガ本案デアリマスガ、甚
ダ防空法ノ趣旨ト此ノ「バラック」ノ延長ト
ノ間ニ、私ハ食違ヒガアルト思ヒマスルノデ、
是ハ防空法關係ノ政府、軍部ノ御所見ヲ承
リタインデアリマス、内務省ニ於キマシテ
モ來ル四月一日トカカラハ、防空防火ニ對
スル内務省ノ建築取締令ガ出ルト云フコト
デアリマスルガ、此ノ際此ノ臨時立法ニ
保健衛生ノ上ニ於キマシテモ、私ハ併セテ
聯ヲ致シマシテ、防空防火ト此ノ法案トノ
關聯ノ上ニ於キマシテ、政府ハ一體如何ナ
ル對策ヲ講ゼラレル御意思ガアルカ、更ニ
内務省ニ御尋ヲ致シマシテ、此ノ四點ダケ
ニ付テ政府ノ明快ナル御所見ヲ承リタイト
思フノデアリマス(拍手)

○板谷順助君 只今議題トナリマシタ昭和十四年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外四件ニ對シマスル

委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上げマス先づ順序ト致シマシテ此ノ五法律案ノ内容ヲ簡單ニ説明致シマス、第一ノ法律案ハ、政府ニ於キマシテ昭和十四年度一般會計ノ歲出豫算ノ實行上必要ナル、所謂赤字公債發行ノ權限ヲ得ントスル法律案デアリマス、即ち昭和十四年度一般會計ノ歲出總額三十億九千四百六十餘万圓ニ對シ、普通歲入二十八億百三十餘万圓竝ニ前年度剩餘金八千四十餘万圓ヲ充當シテ、尙ホ不足スル八億九百十餘万圓ハ、公債財源ニ依ル必要ガアルノデアリマスガ、此ノ中現行ノ公債法ニ依ツテ調達シ得マスル震災善後公債分百四十餘万圓ト、道路公債分八百九十五餘万圓ヲ差引キ、尙ホ七億九千五百八十餘万圓ヲ調達スル必要ガアリマスルノデ、其ノ不足金額ノ財源ヲ本法ノ赤字公債ニ依ラントスルモノデアリマス、尙又若干ノ金額ハ例年ノ通リ翌年度ニ繰越サレル結果トナリマスルノデ、此ノ分ハ翌年度ニ於テ發行シ得ルヤウニスルコトガ、此ノ法律案ノ骨子デアリマス、第二ノ法律案ハ、海軍火薬廠ノ據置運轉資本ハ、從來二百万圓デアリマシタガ、近年著シク事業ガ増大致シマシタノデ、其ノ資本金ヲ倍額、即チ四百万圓ニ増額シテ、作業ノ圓滑ナル遂行ヲ圖ラントスル案デアリマス、第三ノ法律案ハ、現在ノ兌換銀行券整理法ニ依リマスレバ、整理ノ結果生ジマシタル利得ハ、其ノ全額ヲ國債償還基金ニ充ツル爲メ、漸次一般會計カラ國債整理基金特別會計ニ繰入レルコトニナ

ツテ居ルノデアリマスガ、現下我國ノ財政ノ現狀カラ見マシテ、此ノ際特別會計ニ入レルコトヲ止メマシテ、其ノ利得金ハ一般會計ノ歲出ノ財源トシテ使用セントスルノ案デアリマス、第四ノ法律案ハ、農業保險法ニ基キマシテ、他ノ政府經營保險事業ノ場合ニ於ケルト同様、之ヲ一般會計ヨリ區分經理シテ、特別會計ヲ設置セントスル案デアリマス、第五ノ法律案ハ、現行ノ海軍工廠資金ハ、同廠資金會計法第二條ノ規定ニ依ル分二千万圓、及ビ同廠資金臨時補足ニ關スル法律ニ依ル分三千万圓ト相成ツテ居ルノデアリマスガ、海軍ノ造船及び造兵ノ工廠ニ於ケル事業量ノ激増ニ伴ヒマシテ、本資金ノ法定額ヲ五千万圓ニ増額セントスル案デアリマス

以上ノ法案ニ對シマシテ、委員會ハ一月三十日ヨリ二月十五日マデ十回ニ亘り會議ヲ開キマシタ、其ノ間多數ノ委員諸君カラ最モ適切ナル御質疑ガアリマシテ、之ニ對シ政府側カラ關係大臣及ビ各政府委員ヨリソレハ、懇切ナル御答辯ガアリマシタ、質問ノ主ナルモノト致シマシテハ、國債消化ニ關シテ有ユル角度ヨリ最モ多ク質問ガ集中サレマシテ、即チ公債消化ノ源泉ヲ成ス國民所得ノ問題、人的資源確保強化ニ關スル問題、公債引受者ノ分布ノ問題、五分利公債借換ノ問題、物價ト公債ノ關係等、有益ナル問答ガ交サレマシタ、就中五分利公債採決ノ結果總員起立、全會一致ヲ以テ可決

付キマシテモ、有益ナル質疑應答ガ重ネラレマシタガ、大體豫算總會ニ於ケル問題ト大同小異デアリマシテ、多岐ニ互ツテ居リマスカラ此處ニハ省略シテ置キマス、何卒詳細ハ速記録ヲ御覽ノ上御諒承ヲ御願致シマス

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御コトハ、此ノ委員會ヲ通ジマシテ、銃後ノ

馬ス

尙ホ此ノ際特ニ諸君ニ御報告申上げタキ

マス

付キマシテモ、有益ナル質疑應答ガ重ネラ

レマシタガ、大體豫算總會ニ於ケル問題ト

大同小異デアリマシテ、多岐ニ互ツテ居リ

マスカラ此處ニハ省略シテ、委員長報告ノ通

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通

可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御

異議ナシト呼フ者アリ

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ動議ニ御

ヘシ會則ノ變更ニ付亦同シ

第十條ノ四 司法書士會ノ組織、權限及
監督ニ關スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第十條ノ五 司法書士ハ其ノ所屬地方裁
判所ノ司法書士會ニ加入シタル後ニ非
サレハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

第十一條中「品位ヲ失墜スヘキ行爲」ヲ
タル行爲ヲ加フ

第十二條 司法書士ニ非スシテ司法書士
ノ業務ヲ行セタル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ司法書士タル者ハ本法
ニ依ル司法書士ト看做ス

各地方裁判所所屬司法書士ハ本法施行ノ
日ヨリ三月内ニ司法書士會設立ノ爲會則
ヲ定メ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受クヘ
シ

第十條ノ五ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ四
月間之ヲ適用セス

○鹽川正藏君 簡單デアリマスカラ議席カ
ラ發言ノ許可ヲ願ヒマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○鹽川正藏君 只今議題トナリマシタ司法
書士法中改正ノ件デアリマスルガ、其ノ提
案理由ヲ御説明致シマス、司法書士ハ裁判
所又ハ檢事局ニ提出スル書面ヲ作製スルコ
トヲ任務ト致シテ居ルモノデアリマス、ソ
レ故ニ司法書士ノ適任者ヲ得ルト否トハ、
權利ノ消長ニ重大ナ關係ヲ持ツテ居リマス、
又其ノ巧拙ハ利害關係ニ多大ノ影響ヲ及ボ
スモノアリマス、仍テ司法書士ニ適當ナ
人物ヲ採用シテ權利ヲ擁護シ、併セテ司

法書士ノ地位ノ向上發展ヲ助長致シタイ、
斯ウ云フ趣旨カラ本案ヲ提出シタ次第デア
リマス、ドウカ御贊成アランコトヲ希望致
シマス(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 日程第十八提出者
ヨリ趣旨聲明省略ノ申出ガアリマシタ
併セ付託サレンコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程
第十一、建築士法案ノ第一讀會ヲ開キマス、
提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者星
島二郎君

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前
條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス建築士
タル資格ヲ有ス

一 建築學ヲ修メタル工學博士
二 帝國大學、大學令ニ依ル大學、專
門學校令ニ依ル專門學校又ハ主務大
臣ニ於テ之ト同等以上ト認ム學校
ニ於テ建築ニ關スル諸學科ヲ修メ定
規ノ課業ヲ卒ヘタル者ニシテ一年以
上建築ノ設計監督ニ關スル實務ニ從
事シタル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ建
築士タル資格ヲ有セス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但
シ二年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラ
レタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ
其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタ
ル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル者
ハ此ノ限ニ在ラス

二 前號ニ該當スル者ヲ除クノ外第十
三條又ハ第十四條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處
セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又
ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リ
タル日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル
者ハ此ノ限ニ在ラス

三 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
四 建築士ノ業務ノ停止ノ期間中其ノ
業務ヲ廢止シ未タ其ノ期間ノ經過セ
サル者

五 建築士ノ業務ノ禁止ノ處分ヲ受ケ
タル者但シ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨ
リ起算シ三年ヲ經過シ主務大臣ニ於
テ改悛ノ情顯著ナリト認メタル者ハ
此ノ限ニ在ラス

第五條 建築士タラムトスル者ハ建築士
登錄簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

建築士ノ登錄ニ關スル事項ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第六條 建築士ノ登錄ヲ受ケムトスル者
ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スヘシ

建築士ノ登錄ニ關スル事項ハ建築士ハ誠實公正ニ其ノ業務ヲ
以外ノ者ヨリ贈與其ノ他ノ利益ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第七條 建築士ハ誠實公正ニ其ノ業務ヲ
行フヘシ

第八條 建築士ハ其ノ業務ニ關シ委嘱者
以外ノ者ヨリ贈與其ノ他ノ利益ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第九條 建築士ハ自ラ左ノ營業ヲ爲シ又
ハ左ノ營業ヲ爲ス者ノ使用人タルコト
ヲ得ス

一 建築土木ニ關スル請負業
二 建築材料ニ關スル商工業
三 土地家屋ニ關スル代理業

第十條 建築士ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス
第十一條 建築士本法ノ規定ニ違反シタ
ルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲ヲ爲
シタルトキハ主務大臣ハ建築士懲戒委
員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒スルコトヲ
得

建築士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 建築士ノ懲戒處分ハ左ノ四種
トス

一 讀責
二 千圓以下ノ過料
三 一年以内建築士ノ業務ノ停止
四 建築士ノ業務ノ禁止

前項第一號ノ過料ヲ完納セサルトキハ
主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前
項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

第十三條 建築士又ハ建築士タルシ者故
ナク其ノ業務上知得タル事項ニシテ委
嘱者ニ必要ナル祕密ヲ漏泄シタルトキ
ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金
ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十四條 建築士タル資格ヲ有セシテ
建築士ノ稱號ヲ用ヒ建築士ノ業務ヲ行
ヒタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以
下ノ罰金ニ處ス

第十五條 建築士タル資格ヲ有スルモ其
ノ登録ヲ受ケシテ建築士ノ稱號ヲ用
ヒ建築士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ十圓以
上二百圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六
號布告刑法ノ二年ノ禁錮以上ノ刑ニ處セ
ラクル者ハ二年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ
刑ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際迄引續キ一年以上建築ニ關
スル設計監督ノ業務又ハ職務ニ從事シタ
ル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年以内ニ出願
シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ
規定ニ拘ラス建築士試験委員ノ銘鑑ヲ經
テ建築士タルコトヲ得

帝國大學、大學令ニ依ル大學、専門學校
令ニ依ル専門學校又ハ主務大臣ニ於テ之
ト同等以上ト認ムル學校ニ於テ土木ニ關
スル諸學科ヲ修メ定規ノ課業ヲ卒ヘタル
者ニシテ引續キ三年以上建築ノ設計監督
士開スル業務又ハ職務ニ從事シタル者ハ
士タルコトヲ得

本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ出願シタル
トキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ
嘱者ニ必要ナル祕密ヲ漏泄シタルトキ
ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金
ニ處ス

拘ラス建築士試験委員ノ銘鑑ヲ經テ建築
士タルコトヲ得

○星島二郎君 極メテ簡単デアリマスカラ、
此ノ席ヨリ發言ヲ許可セラレンコトヲ御願
致シマス

○副議長(金光庸夫君) 許可致シマス

○副議長(金光庸夫君) 本案ハ既ニ度々當議會ニ現
ハレタ問題デアリマシテ、通過シタコトモ
亦再三アルノデアリマス、要スルニ國民生
活ノ非常ニ重要ナル部分デアル建築ヲ、最
近又建築取締法ガ強化セラレ、是ガ中々素
人デハ巧ク行カナイ、ソコデ設計監督其ノ
他ニ付キマシテ適當ナ教養ト技能ト經驗ヲ
有スル者ヲ建築士ト認定シテ、ソレニヤラ
セヨウト云フノガ提案ノ越旨デゴザイマス、
ドウゾ御賛成アランコトヲ望ミマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出人事調停法
案委員ニ併セ付託サレシコトヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセスカ

○副議長(金光庸夫君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認
スマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日
程第十二及ビ第十三ハ提出者ガ同一デアリ
マスカラ、一括議題ト爲スミ御異議アリマ
セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認
スマス、仍テ日程第十二、裁判所構成法改正法
律案、日程第十三、檢察廳法案、右兩案ヲ一
括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨
辯明ヲ許シマス——提出者野田文一郎君

第十二 裁判所構成法改正法律案(野
田文一郎君外二十六名提出)

第一讀會 第二十六名提出

第一讀會 第一讀會

第一讀會 第二章 第九條

第一讀會 第九條

一千圓ヲ超過セサル金額又ハ價額千
圓ヲ超過セサルモノニ關スル事件

二 價額ニ拘ラス左ノ事件

イ 住家其ノ他ノ建物ノ賃貸借關係
ニ基ク事件

ロ 占有ノミニ關スル事件

反訴ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス訴訟
法ノ定ムル所ニ依リ管轄權ヲ有ス

第十一條 區裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左
ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス但シ豫審ヲ經
タルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシ
メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 拘留又ハ科料ニ該ル罪ノ事件

二 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該
ル罪ヲ除ク外有期徒ノ懲役若ハ禁錮又
ト爲スコトヲ得

ハ罰金ニ該ル罪ノ事件

第十二條 區裁判所ハ破産事件ニ付管轄
權ヲ有ス

第十三條 區裁判所ハ法律ニ別段ノ定ム
ル場合ヲ除ク外非訟事件ニ付管轄權ヲ
有ス

非訟事件中登記事務ハ錄事ヲシテ之ヲ
取扱ハシムルコトヲ得

第十四條 區裁判所ノ權限及權限行使ノ
方法ハ本法ニ規定スルモノノ外訴訟法
其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 司法大臣ハ區裁判所ノ事務ノ
一部ヲ同一地方裁判所ノ管轄區域内ノ
他ノ區裁判所ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第十六條 司法大臣ハ區裁判所ノ事務ノ
一部ヲ取扱ハシムル爲區裁判所出張所
ヲ設置スルコトヲ得

第十七條 判事二人以上ヲ置キタル區裁
判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監
督判事トス

第十八條

監督判事又ハ判事一人ノ區裁判所ニ於テハ其ノ判事ハ其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

監督判事差支アルトキハ他ノ判事席次ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス

判事一人ノ區裁判所ニ於テ其ノ判事差支アルトキハ裁判事務ノ代理ヲ爲ス判事之ヲ代理ス

第十九條 区裁判所ノ事務ハ各判事ニ分配ス

第三十條 判事差支アルトキハ其ノ區裁判所又ハ他ノ區裁判所判事之ヲ代理ス

第二十一條 区裁判所ニ於ケル事務分配及代理順序ハ地方裁判所長毎年豫メ之ヲ定ム

第二十二條 司法大臣ハ區裁判所ガ事務ヲ取扱フコトヲ得サル事由ヲ生シタル場合ニ於テハ地方裁判所長ノ毎年豫メ定メタル順序ニ依リ他ノ區裁判所ヲシテ代リテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二十三條 事務ノ分配ハ司法年度中之ヲ變更セス但シ判事事務分擔者シク不均衡ト爲リタル場合又ハ轉職、退職、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限り在ラス

第二十四條 区裁判所判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ

第二十五條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第一審トシテ

第三條 地方裁判所

第二十六條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第一審トシテ

第二十七條 地方裁判所ハ非訟事件ニ關スル區裁判所ノ決定及命令ニ對スル抗告ニ付管轄權ヲ有ス

第二十八條 地方裁判所ニ一又ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ置ク

第二十九條 地方裁判所ニ所長ヲ置ク

第三十條 所長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

第三十一條 所長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ

第三十二條 豫審事務ヲ取扱フヘキ判事部員之ヲ代理ス

第三十三條 地方裁判所ノ事務ハ之ヲ各

區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノヲ除キ

其ノ他ノ事件

イ 区裁判所ノ判決ニ對スル控訴

ロ 区裁判所ノ決定及命令ニ對スル抗告

第三條 第二審トシテ

第一審トシテ

區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシメタルモノヲ除キ其ノ他ノ事件

二 第二審トシテ

第一審トシテ

區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノヲ除キ其ノ他ノ事件

二 第二審トシテ

第一審トシテ

二 第二審トシテ

第一審トシテ

部各豫審判事及其ノ他ノ各判事ニ分配ス各部長、部員ノ配置及所長、部長、部員差支アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ部長及上席判事ト協議シテ所長毎年豫メ之ヲ定ム

第三十四條 地方裁判所判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ハ各部一人ニ限ル

第三十五条 民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地方裁判所又ハ刑事地方裁判所ノ判事ニ其ノ管轄區域ヲ同シクスル刑事地方裁判所又ハ民事地方裁判所ノ判事ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第三十六条 第十四條及第二十三條ノ規定ハ地方裁判所ニ之ヲ準用ス

第三十七条 司法大臣ハ地方裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲支部ヲ設置スルコトヲ得

第三十八条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第三十九條 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十一条 院長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ判事ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テテ

第四十二条 第十四條、第二十三條、第二十八條、第三十一條及第三十三條ノ規定ハ控訴院ニ之ヲ準用ス

第四十三条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十四条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十五条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十六条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十七条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十八条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四十九條 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第五十条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第五十一条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第五十二条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第五十三条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第五十四条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

第五十五条 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

二 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除ク外地方裁判所ノ第一審トシテ爲シタル決定及命令ニ對スル抗告

三 第二審トシテ

四 第三審トシテ

五 第四審トシテ

六 第五審トシテ

七 第六審トシテ

八 第七審トシテ

九 第八審トシテ

十 第九審トシテ

十一 第十審トシテ

十二 第十一審トシテ

十三 第十二審トシテ

十四 第十三審トシテ

十五 第十四審トシテ

十六 第十五審トシテ

十七 第十六審トシテ

十八 第十七審トシテ

十九 第十八審トシテ

二十 第十九審トシテ

二十一 第二十審トシテ

二十二 第二十一審トシテ

二十三 第二十二審トシテ

監督錄事及錄事長ハ上官ノ命ヲ受ケ錄

事ノ事務ヲ監督ス

第七十二條 裁判所ニ通譯官及通譯吏ヲ置クコトヲ得

通譯官ハ奏任、通譯吏ハ判任トス

通譯官及通譯吏ノ職ハ司法大臣之ヲ補

ス

第八章 開廷

第七十二條 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於

テ之ヲ爲ス

事務ノ處理上必要ナル事情アルトキハ

司法大臣ノ許可ヲ受ケ管轄區域内ノ一

定ノ場所ニ於テ開廷ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 開廷中秩序ノ維持及審判ノ指揮ハ裁判長ニ屬ス

第七十五條 開廷ハ定數ノ判事列席シテ

之ヲ爲ス但シ裁判所ノ長ハ裁判長ノ請求ニ因リ補充判事ヲ命スルコトヲ得

補充判事ハ審判ニ立會ヒ判事差支アルトキ之ニ代ルモノトス

第七十六條 安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ對

審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第七十七條 對審ノ公開ヲ停ムルノ決定ハ理由ヲ開示シテ之ヲ言渡スヘシ

ノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ對

審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第七十八條 判決ノ言渡ハ之ヲ公開ス但シ理由ニ付テハ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ公開ヲ停ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第七十九條 公開ヲ停メタルトキト雖裁判長ハ相當ト認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第八十條 裁判長ハ未成年者、裁判所ノ威儀ニ適セサル風體ヲ爲ス者其ノ他秩

ス

序維持ニ害アリト認ムル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ之ヲ退廷セシムルコトヲ得
第八十一條 裁判長ハ法廷ノ秩序維持ノ爲必要ト認ムルトキハ開廷中審判ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ閉廷迄留置スルコトヲ得
裁判所ハ決定ヲ以テ前項ノ違反者ヲ五百圓以下ノ過料又ハ五日以内ノ勾置ニ處スルコトヲ得
留置命令及其ノ理由ハ之ヲ訴訟記錄ニ記載スヘシ

第八十二條 過料又ハ勾置ヲ命スル裁判ニ對シテハ該事件ノ手續ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第八十三條 第八十一條ノ場合ニ於テ其ノ行爲ヲ科スヘキモノナルトキ及法達スル迄多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算ス

第八十四條 第七十四條及第七十六條乃至前條ノ規定ハ區裁判所判事、豫審判事及受命判事ノ審判ニ之ヲ準用ス但シ裁判長ノ權限ハ審判ヲ爲シタル判事之ヲ行フ

第九十條 司法大臣ハ裁判所ヲ監督ス

大審院長、控訴院長及地方裁判所長ハ各其ノ廳及管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス

第九十一條 司法大臣及監督權アル判事ハ不適當ナル事務取扱ニ關シテ注意ヲ爲シ且職務ノ内外ヲ問ハス地位ニ不相應ナル行狀ニ對シテ諭告ヲ爲スコトヲ得但シ處分前當該官吏ヲシテ辯明ヲ爲サシムヘシ

第九十二條 前條ノ規定ハ法令ニ依ル懲罰金又ハ拘留ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル過料又ハ勾置ノ裁判ニ對シテハ二日以内ニ判事所屬ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

抗告ハ異議ニ付テノ裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 法廷ニ於テハ審判ニ關與ス

戒ノ事由アル場合ニハ之ニ適用セス

第九十三條 本章ノ規定ニ依ル監督權ノ

制服ヲ着ス

第九章 合議

第八十七條 裁判ノ合議ハ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス

ヨリ順次意見ヲ陳述シ裁判長ヲ終トス

判事ハ意見ノ陳述ヲ拒ムコトヲ得ス

ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルヘシ

第八十八條 合議ニ於テハ席次低キ判事

ヨリ順次意見ヲ陳述シ裁判長ヲ終トス

合議ノ頃末竝各判事ノ意見及多少ノ數

數額ニ付テハ勾留ニ關スル規定ヲ準用ス

第八十九條 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル

數額ニ付テハキモナルトキ及法達スル迄多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算ス

刑事ニ付意見三說以上ニ分レ何レモ過半數ニ達セサルトキハ過半數ニ達スル迄被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第九十条 司法行政ノ監督

第九十條 司法大臣ハ裁判所ヲ監督ス

大審院長、控訴院長及地方裁判所長ハ各其ノ廳及管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス

第九十一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル判事ノ資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス大審院判事又ハ控訴院判事ニ補セラル資格ニ付亦同シ

第九十二条 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル判事ノ資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス大審院判事又ハ控訴院判事ニ補セラル資格ニ付亦同シ

第九十三条 本章ノ規定ニ依ル監督權ノ

行使ハ事件ノ裁判ニ關スル判事ノ職務ノ實行ニ影響ヲ及ボスコトヲ得

第九十四条 司法事務取扱ニ對シテハ利害關係人ハ司法大臣又ハ監督權アル判事ニ之ヲ申告スルコトヲ得

附則

第九十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六条 裁判所構成法施行條例ハ之ヲ廢ス

第九十七条 本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ノ管轄ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第九十八条 本法施行前ニ聯合審判ヲ命シタル事件ノ聯合審判ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第九十九條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル判事ノ資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス大審院判事又ハ控訴院判事ニ補セラル資格ニ付亦同シ

第一百條 舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第五十四條ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第一百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍裁判所錄事タル資格ヲ有ス

第二百二條 本法施行前從前ノ規定ニ依リ處分前當該官吏ヲシテ辯明ヲ爲ス

第二百三條 本章ノ規定ニ依ル監督權ノ

第二百四條 司法大臣又ハ監督權アル判事ハ不適當ナル事務取扱ニ關シテ注意ヲ爲シ且職務ノ内外ヲ問ハス地位ニ不相應ナル行狀ニ對シテ諭告ヲ爲スコトヲ得但シ處分前當該官吏ヲシテ辯明ヲ爲ス

シ過料ノ額ハ從前ノ規定ニ依ル額ヲ超
ユルコトヲ得ス

第一百三條 本法施行前從前ノ規定ニ依リ
爲シタル罰金又ハ拘留ノ裁判及陳述禁
止處分ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第一百四條 本法施行ノ際現ニ裁判所勤務
ノ裁判所書記又ハ書記長ハ別ニ辭令ヲ
用ヒス同官等俸給ヲ以テ裁判所錄事ニ
任セラレ各其ノ現ニ勤務スル裁判所ノ

錄事又ハ錄事長ニ補セラレタルモノト
ス

第一百五條 違警罪即決例、明治三十二年
法律第七十號及刑事交渉法ハ本法ノ爲
ニ變更ヲ受クルコトナシ

第一百六條 他ノ法令中裁判所勤務ノ裁判
所書記ニ關スル規定ハ之ヲ裁判所書記長ニ關ス
ル規定ハ之ヲ裁判所錄事長ニ關スル規
定トス

第一百七條 裁判所勤務ノ裁判所書記ノ職
務上ノ行爲ハ之ヲ裁判所錄事ノ職務上
ノ行爲ト看做ス

第一百八條 檢察廳法

第一百九條 檢察廳ハ區檢察廳、地方檢察廳、
檢察廳及總檢察廳トス

司法大臣ハ地方檢察廳ノ事務ノ一部ヲ
取扱ハシムル爲支廳ヲ設置スルコトヲ
得

第二條 檢察廳ニ檢事ヲ置ク

第三條 檢事ハ公訴ヲ實行シ、裁判ノ執
行ヲ指揮シ其ノ他公益上必要ナル事項
ニ付法令ノ定ムル職權ヲ行フ

第四條 區檢察廳ノ檢事ハ區裁判所ノ管
轄ニ屬スル事項、地方檢察廳ノ檢事ハ

地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事項、檢察
院ノ檢事ハ控訴院ノ管轄ニ屬スル事項、
總檢察院ノ檢事ハ大審院ノ管轄ニ屬ス

ル事項ニ付其ノ職務ヲ行フ

第五條 總檢察院ニ檢事總長、檢察院ニ
檢事長、地方檢察廳ニ檢事正ヲ置ク

第六條 檢事總長ハ總檢察院ノ長、檢事
長ハ檢察院ノ長、檢事正ハ地方檢察廳
ノ長ト爲リ各其ノ廳ノ行政事務ヲ掌ル

第七條 檢察廳ノ設置及管轄區域ハ別ニ
法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 檢事ハ左ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十一條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十二條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十三條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十四條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十五條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十六條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十七條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十八條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百一十九條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百二十條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百二十一條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百二十二條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百二十三條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

第一百二十四條 檢事ハ右ニ掲ガル者ヨリ之ヲ任
ズ

ヲ補ス

第十一條 新ニ檢事ニ任ゼラレタル者ハ
一時豫備檢事トシテ區檢察廳又ハ地方
檢察廳ニ勤務セシムルコトヲ得

第十二條 檢事總長年齡六十五年、其ノ
他ノ檢事ノ職ニ在ル者年齡六十三年ニ
達シタルトキハ退職トス但シ司法大臣
ハ三年以内ノ期限ヲ定メ仍在職セシム

ルコトヲ得

第十三條 檢事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因
リ職務ヲ執ルコト能ハザルニ至リタル
トキハ總檢察院ノ總會ノ決議ニ依リ之
ニ退職ヲ命ズルコトヲ得

疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アル
場合ニ於テハ本人ノ願ニ依リ前項ノ規
定ニ拘ラズニ退職ヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ總會ニ關スル事項ハ司法大臣
之ヲ定ム

第十四條 法律ヲ以テ檢察廳ノ組織ヲ變
更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ
檢事ヲ補スペキ闕位ナキトキハ司法大
臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待
タシム

第十五條 檢事禁錮以上ノ刑ニ處セラレ
タルトキハ其ノ官ヲ失フ

第十六條 檢事ハ懲戒ノ處分ニ因ルニ非
タレバ其ノ意ニ反シテ轉官又ハ免官セ
ラルコトナシ

第十七條 檢事ニ對シ懲戒訴追又ハ刑事
訴追ヲ始メタル爲法律上職務ヲ執ラシ
ムルコト能ハザル期間内ハ俸給ノ三分
ノヲ減ズ

第十八條 檢察廳ニ錄事ヲ置ク

錄事ハ奏任又ハ判任トス
ノ他法令ノ定ムル事務ヲ取扱フ
錄事ハ前項ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ檢察
廳ニ於ケル諸般ノ事務ヲ取扱フ

第十九條 地方檢察廳及錄事二人以上ヲ
置キタル區檢察廳ニ首席錄事、檢察院
及總檢察院ニ錄事長ヲ置ク

錄事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス
首席錄事及錄事長ハ上官ノ命ヲ承ケ錄
事ノ事務ヲ監督ス

第二十條 檢察廳ニ通譯官及通譯吏ヲ置
クコトヲ得

通譯官ハ奏任、通譯吏ハ判任トス
通譯官及通譯吏ノ職ハ司法大臣之ヲ補
ス

第二十一條 司法大臣ハ公訴ノ實行ニ付
檢事ヲ指揮ス

檢事總長以外ノ檢事ニ對スル指揮ハ
檢事總長ヲ經由シテ之ヲ爲ス但シ緊急
ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ指揮ヲ爲シタル
トキハ司法大臣ハ檢事總長ニ其ノ指揮
ヲ爲シタル事項ヲ通告ス

第二十二條 檢事總長、檢事長及檢事正
ハ公訴ノ實行ニ付各其ノ廳及管轄區域
内ノ檢察廳ノ檢事ヲ指揮ス

檢事總長、檢事長及檢事正ハ公訴ノ實
行ニ付各其ノ廳及管轄區域内ノ檢察廳
ニ於テ或ル檢事ノ取扱フベキ事務ヲ自
ラ取扱ヒ又ハ之ヲ他ノ檢事ニ移スコト
ヲ得

第二十三條 檢事ハ犯罪ノ搜査其ノ他職
務ノ執行ニ付司法警察官吏ヲ指揮ス

第二十四條 司法大臣ハ檢察廳ヲ監督ス

現在ノ司法制度ハ明治二十三年ニ憲法實施ニ伴ツテ制定セラレタ制度デアリマシテ、此ノ制度ハ其ノ當時ノ權威者ガ苦心ヲ致シテ作ラレタモノデアリマスルカラ、頗ル良ク出來テ居ルノデアリマス、爾來時々改正モ致シマシタガ、多クハ改惡デアツテ、本當ノ改正ニハナツテ居リマセヌ、此ノ司法制度ハ此ノヤウニシテ憲法實施ノ當時ニハ頗ル重大視セラレタノデアリマスルガ、今日ハ司法問題ト云ヘバ、鬼角闘却ヲセラレテ、之ヲ輕ンゼラル傾向ガアルノデアリマス、現ニ我國ノ司法制度ニ一大改革ヲ加ヘントスル此ノ重要法案ノ審議ニ當ツテ、所管大臣ノ司法大臣スラモ姿ヲ見セナイ（ヒヤ／＼）ドウ云フコトカト聽クト、省議ヲ開イテ居ルト云フコトデアリマス、司法省ノ一省議方重イカ、議會ニ於テ司法機度ヲ根本カラ改革セントスルガ如キ審議ガ重キカ、斯様ナ態度デアリマスルカラ、司法省自ラガ司法問題ニ付テ甚ダ冷淡デアル、冷淡デアリマスルカラ、憲法上ニハ司法機關ト云フモノハ立法、行政ニ對立シテ重要ナル地位ヲ占メテ居ルノデアリマスルガ、兎角司法部ノ方ハ何モカモ遲レ勝チデス、司法部ノ人ハドチラカト言ヘバ、率直ニ申セバ、他ノ部分ニ比シテ著シク遅レテ居ルコトハ争フベカラザル事實デアル（拍手）斯様ナ態度デハ勢ヒ遲レザルヲ得ス（同ジ所ニ膠著ヲシテシマツテ居ルノデス、ソコデ人權蹊蹠問題ノ如キコトガ起ル、明治大正、昭和ト續イテ、憲法實施後裁判所制度ガ出来テカテ五十年ノ今日ニ於テ、尙本人權蹊蹠ガ議會ノ問題トナルガ如キコトハ、實ニ國家ノ恥辱デアルト私ハ信スル（拍手）畢竟是ハ司法部ノ人々ガ先づ眼ヲ覺サナケレバ

ナラスノデアリマス、人權蹊蹠ト云フコトハ、世間デ喧シク論ゼラレルシ、此ノ議場ニ於テモ屢々問題ニナリマシタ、其ノ事件ニ付テ茲ニ逐一申上ゲルコトハ之ヲ省略ヲ致シマスルガ、憲法ニ於テ與ヘラレタル人民ノ權利ヲ、法規ヲ遵奉シナケレバナラス官憲ガ法規ヲ無視シ、行政執行法ヲ濫用シテ人ヲ拘禁シテ置イテ、或ハ又合法的ニ拷問ヲヤリマス、勾留シテ置イテ自白ヲシナケレバ、何時マデ掛ルカラ分ラスト云フヤウナコトヲ言ツテ威ス、左様ナコトヲシテ人權蹊蹠ハ人權蹊蹠ダケデ濟マナイ、人權蹊蹠ハーツノ手段デアツテ、目的ハ自白ヲ強要スルニアル、自白ヲ強要シテドウスルカ、其ノ自白ハ廳テ有力ナル證據トナツテ、裁判上ソレヲ採用セラルルコトニナル、詳シイコトハ申上ゲマセヌケレドモ、實際ノ現状カラ申スト、司法警察官若クハ檢事ノ前デ自白ヲ餘儀ナクセラレマスルト、ソレガ豫審ニ廻ル、豫審ニ廻ワタ時ニハ、豫審判事ハ公平ニ被告ノ利益ノ爲ニモ證據ヲ集メテ吳レルデアラウ、申立モ十分聽イテ吳レルデアラウト期待ラシテ行キマスト、何ゾ知ラン、サウハ參ラナイ、何處マデモ司法警察官ヤ檢事ニ爲シタ自白ヲ、其ノ通り壺ニ嵌メルマデハ訊問ヲヤリ抜イテシマフ、ドウシテモ自白ヲシナケレバ、今日ハ調書ガ取レナイカラモウ一遍考ヘロ、斯ウ云フト云フコトニ付テハ、比較的研究ヲセラレシ多クハ人權蹊蹠其ノモノニ對スル非難ハアリマスガ、然ラバドウスレバ此ノ人權蹊蹠カラ、此ノ重大ナル恐ルベキ結果ヲ生ズルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、併シ多クハ人權蹊蹠其ノモノニ對スル非難ハアリマスガ、然ラバドウスレバ此ノ人權蹊蹠ガ取レナイカラモウ一遍考ヘロ、斯ウ云フト云フコトニ付テハ、比較的研究ヲセラレシ多クハ人權蹊蹠其ノモノニ對スル非難ハアリマスガ、然ラバドウスレバ此ノ人權蹊蹠

天皇ノ有セラレル司法權ヲ行使スルノデアリマスルカラ、議會ノ監督モソレニ及ベナイ、遂ニ泣寝入りニ終ラザルヲ得ヌノデアリマスカラ、此ノ重大ナル恐ルベキ結果ヲ生ズルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、併シ多クハ人權蹊蹠其ノモノニ對スル非難ハアリマスガ、然ラバドウスレバ此ノ人權蹊蹠ガ取レナイカラモウ一遍考ヘロ、斯ウ云フト云フコトニ付テハ、比較的研究ヲセラレシ多クハ人權蹊蹠其ノモノニ對スル非難ハアリマスガ、然ラバドウスレバ此ノ人權蹊蹠

天皇陛下ハ裁判所ニ行幸ニナツタコトガアリマス、如何ニ陛下ガ司法ト云フコトニ對シテ懶慮ヲ御注ギ遊バシテ居ルカト云フコトヲ拜察シ得ル、此ノ聖旨ヲ奉體スル意味ニ於キマシテモ、吾々ハ司法制度ト云フモノヲ完備シテ、眞ニ立憲政治ノ實ヲ舉ゲルト云フコトガ今日ノ急務デアルト信ジテ、此兩案ヲ提出シタ所以デアリマス、何卒御賛成アランコトヲ希望致シマス（拍手）

○服部崎市君 日程第十二及び第十三ノ兩案ハ、一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○副議長（金光庸夫君） 服部君ノ勸議ニ御

異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○脅部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ政府提出、朝鮮事業公
債法中改正法律案、朝鮮私設鐵道補助法中
改正法律案及ビ朝鮮鐵道株式會社所屬金泉
慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル
法律案ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲シ、委員
長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレント
トヲ望ミマス

○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、朝鮮
事業公債法中改正法律案、朝鮮私設鐵道補
助法中改正法律案、朝鮮鐵道株式會社所屬
金泉慶北安東間鐵道買收ノ爲公債發行ニ關
スル法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會
ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマ
ス——委員長菊池良一君

朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提
出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(政
府提出)

朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間
鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案
(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

官報號外 昭和十四年二月十七日 衆議院議事速記録第十三號 朝鮮事業公債法中改正法律案外二件 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(政
府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十四年二月十六日
委員長 菊池 良一
衆議院議長 小山松壽殿
報告書
一朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案(政
府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十四年二月十六日
委員長 菊池 良一
衆議院議長 小山松壽殿
報告書
一朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間
鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案
(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

タ、爾來本日マデ六回ニ亘リマシテ政府ノ

説明ヲ聽キ、質疑應答ヲ重ねタノデアリマ
ス、其主ナル質問ハ、朝鮮私設鐵道ノ補助
法ノ改正ハ、朝鮮ニ於ケル交通機關助長策ト
シテ餘リニ消極的ナ手段デアル、財政的見
地ヨリ見ルモ、此ノ際速ニ買收ノ計畫ヲ立
テ實行スルヲ穩當ト思フガ如何デアルカ、又
朝鮮ノ私設鐵道ハ運賃ガ高ク、一般產業
ノ障礙ニナルカラズニ買收ノ計畫ヲ立ツベ
キデアル、私設鐵道ノ買收ニ關シ一定ノ方
針ガアルカドウカ、又補助年限満了前ニ成
ベク買收ヲ決行セラレタイ、又日本、朝鮮、
滿洲ノ連絡ニ付テ、道路、港灣、鐵道等交
通施設ニ遺憾ノ點ガ甚ダ多イト云フコト、
又自動車路線ト鐵道トガ並行シテ、鐵道ニ
對シ惡影響ヲ與ヘテ居ナイカト云フ質問、
又羅津港ト清津港トヲ對立セシメテ居ル其
ノ趣旨ハ何デアルカ、又既往ノ年度ニ於ケ
ル公債支辨事業ノ内容ハ如何デアルカ、又
公債利拂竝ニ償還ノ計畫ハドウカ、朝鮮ノ
施設ガ内地其ノ他ニ比シテ非常ニ遅レテ居
ル現狀ニ鑑ミテ、財政ノ許ス限り各種ノ施
設ヲ進メラレタイ、又茂山鐵礦開發上如何
ノ改良ハ何時頃竣工スルノデアルカ、斯ウ
云フヤウナ主ナル質問ガアツタノデアリマ
ス、サウシテ委員ノ森下國雄君、田中好君、
栗山博君、松岡俊三君、松尾三藏君、松山
常次郎君、木村正義君、小田榮君、其ノ他
ノ諸君カラ最モ熱心ニ質疑ヲセラレマシテ、
政府當局ハ又親切ナル答辯ヲシテ吳レタノ
デアリマス、其ノ中最モ熱心ニ各委員カラ
主張セラレタルコトハ朝鮮私設鐵道デアツ
テ、朝鮮ノ開發上重要ナル鐵道ハ成ベク速
に政府ニ於テ買收スルコトヲ希望スルト云

フコトニアツタノデアリマス、是等ノ點ハ
質問ノ重要ナルモノニアリマシテ、之ニ對
シテ委員ノ熱誠ナル御論議ガアリ、又政府
當局ノ親切ナル答辯ガアツタノデアリマシ
テ、其ノ内容ニ付テハ速記録ニ就テ御諒承
ヲ願ヒマス、斯クテ今十六日討論ニ入りマ
シテ、採決ノ結果滿場一致三案トモ可決致
シマシタ、以上御報告申上ゲマス(拍手)
○副議長(金光庸夫君) 三案ノ第二讀會ヲ
開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○服部崎市君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
り可決セラレントヲ望ミマス
○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

朝鮮事業公債法中改正法律案
第二讀會(確定議)

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
第二讀會(確定議)

朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間
鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案
(政府提出)

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
第二讀會(確定議)

朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間
鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案
(政府提出)

朝鮮事業公債法中改正法律案外二件 第一
讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)

日程第十四、行政書士法案ノ第一讀會ヲ開

キマス、提出者ノ趣旨辨明ヲ許シマス——
提出者一松定吉君

第十四 行政書士法案（中山福藏君外）

(二名提出)

行政書士法案

第一讀會

第八條 行政書士業務上ノ義務ニ違反シタルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 一 業務ノ停止
 二 業務ノ禁止
 三 百圓以下ノ過料
 非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ノ處分ニ付之ヲ準用ス

第九條 行政書士ハ道府縣毎ニ行政書士會ヲ設立スヘシ
 大臣之ヲ定ム

第十條 行政書士會ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第十一條 行政書士ハ行政書士會ニ加入シタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス

第十二條 行政書士タル資格ヲ有セス
 テ行政書士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處得ス

第十三條 行政書士タルノ資格ヲ有スルモ其ノ登録ヲ受ケシテ行政書士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム現在ノ代書人ハ本法施行ノ日ヨリ三月以内ニ行政書士名簿ニ登録ヲ出願シタルトキハ試験ヲ要セシテ行政書士タルコトヲ得

○副議長（金光庸夫君）御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時十六分散會
 附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 現在ノ代書人ハ本法施行ノ日ヨリ三月以内ニ行政書士名簿ニ登録ヲ出願シタルトキハ試験ヲ要セシテ行政書士タルコトヲ得

第六條 行政書士ハ地方長官ノ定ムル報酬ヲ受ク
 第七條 行政書士ハ相當ノ事由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス

大正九年十一月二十五日内務省令第四十
 號代書人規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

三一五 一 四 三百方幅ガ八千 正
 万幅ニナツタ 甲ニナツタ 千

衆議院議事速記録第十二號中正誤加

一七六頁一段八行野口喜一君ノ次ニ田中好君ヲ

衆議院議事速記録第十一號中正誤